

平成 26 年 9 月 25 日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課  
賃金福祉統計室

室長	野地 祐二
室長補佐	島津 佳春
安全衛生第一係	(内線 7662、7663)
(代表電話)	03 (5253) 1111
(直通電話)	03 (3595) 3147

## 平成 25 年「労働安全衛生調査（実態調査）」の概況

### 目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	3 頁
<b>【事業所調査】</b>	
1 労働災害に関する事項	3 頁
2 リスクアセスメントに関する事項	4 頁
3 安全衛生教育に関する事項	6 頁
4 メンタルヘルス対策に関する事項	6 頁
5 受動喫煙防止対策に関する事項	11 頁
6 非正規労働者対策に関する事項	13 頁
7 労働安全衛生活動への外部専門家等の活用状況	16 頁
8 高齢労働者の労働災害防止対策に関する事項	17 頁
9 腰痛予防対策に関する事項	18 頁
10 熱中症予防対策に関する事項	20 頁
<b>【労働者調査】</b>	
1 安全衛生意識に関する事項	21 頁
2 ヒヤリ・ハット体験に関する事項	22 頁
3 職業生活に関する事項	23 頁
4 一般健康診断に関する事項	25 頁
5 受動喫煙防止対策に関する事項	25 頁
主な用語の定義	28 頁

# 調査の概要

## 1 調査の目的

本調査は、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止等に対する意識を把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とする。

## 2 調査の範囲

### (1) 地域

全国

### (2) 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による「農業、林業」（林業に限る。）、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」

### (3) 事業所

平成21年経済センサス基礎調査で把握された事業所を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから無作為に抽出した約13,000事業所

### (4) 労働者

上記(3)の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから無作為に抽出した約17,000人

## 3 調査の対象期間

原則として平成25年10月31日現在とした。ただし、一部の事項については過去1年間（平成24年11月1日～平成25年10月31日）を対象とした。

## 4 調査事項

### (1) 事業所調査

企業及び事業所に関する事項、労働災害に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、危険性・有害性の低減に向けた措置（リスクアセスメント）に関する事項、安全衛生教育に関する事項、メンタルヘルス対策に関する事項、受動喫煙防止対策に関する事項、非正規労働者対策に関する事項、労働安全衛生活動への外部専門家等の活用状況、高年齢労働者の労働災害防止対策に関する事項、腰痛予防対策に関する事項、熱中症予防対策に関する事項

### (2) 労働者調査

労働者の属性に関する事項、安全衛生意識等に関する事項、ヒヤリ・ハット体験に関する事項、職業生活に関する事項、一般健康診断に関する事項、喫煙に関する事項

## 5 調査の方法

### (1) 事業所調査

厚生労働省が直接、調査票を調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所において担当者等が記入した後、厚生労働省へ返送

## (2) 労働者調査

厚生労働省が直接、調査票を労働者調査の対象となった事業所へ郵送し、当該事業所の担当者等が抽出要領に基づき、対象労働者を抽出して調査票を配布し、調査対象労働者が自ら調査票を記入し、封緘した後に、事業所の担当者等がまとめて厚生労働省へ返送

## 6 調査の機関

厚生労働省一報告者

## 7 有効回答率

事業所調査	:	調査対象数	13,124	有効回答数	9,026	有効回答率	68.8%
労働者調査	:	調査対象数	17,200	有効回答数	10,203	有効回答率	59.3%

## 8 調査結果利用上の注意

### (1) 表章記号について

- ① 「0.0」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たない場合を示す。
- ② 「-」は、該当する数値がない場合を示す。
- ③ 「…」は、上記以外で数値がない場合、又は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
- ④ 「\*」のあるものは、調査対象数が少ないため利用上注意を要する場合を示す。

(2) 構成比は四捨五入しているため、その合計が100.0%にならない場合がある。

(3) 「事業所規模」は、調査対象事業所において雇用する常用労働者と同事業所において受け入れている派遣労働者の合計人数により区分している。

(4) 「22年調査」とは、「平成22年労働安全衛生基本調査」のことである。

なお、22年調査は、23、24、25年の調査と調査対象産業が一部異なるため、比較には注意が必要である。

「23年調査」とは、「平成23年労働災害防止対策等重点調査」のことである。

「24年調査」とは、「平成24年労働者健康状況調査」のことである。

### (5) 東日本大震災への対応

平成25年の調査では、東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、福島県について、原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示区域（帰宅困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）に所在する事業所を調査対象から除外した。

# 結果の概要

## 【事業所調査】

### 1 労働災害に関する事項

過去1年間(平成24年11月1日から平成25年10月31日までの期間。以下同じ。)における労働災害(※1)を就業形態別にみると、正社員(※2)がいる事業所のうち、正社員に労働災害が発生した事業所の割合は13.5%となっている。

また、契約社員(※3)がいる事業所のうち、契約社員に労働災害が発生した事業所の割合は5.6%となっており、同様に、パートタイム労働者(※4)は6.9%、臨時・日雇労働者(※5)は11.3%、派遣労働者(※6)は3.9%となっている。(第1表)

第1表 就業形態別労働災害の延べ被災労働者数階級別事業所割合

(単位:%)

区分	正社員							契約社員							パートタイム労働者						
	正社員が いる事業 所計	被災労働者がい た事業所計	労働災害の延べ被災労働者数階級				契約社員 がいる事 業所計	被災労働者がい た事業所計	労働災害の延べ被災労働者数階級				パートタイ ム労働者 がいる事 業所計	被災労働者がい た事業所計	労働災害の延べ被災労働者数階級						
			1~3人	4~9 人	10~19 人	20人 以上			1~3人	4~9 人	10~19 人	20人 以上			1~3人	4~9 人	10~19 人	20人 以上			
平成25年 (事業所規模)	100.0	13.5 (100.0)	(95.3)	(4.3)	(0.3)	(0.1)	100.0	5.6 (100.0)	(95.3)	(4.2)	(0.5)	(-)	100.0	6.9 (100.0)	(92.9)	(6.7)	(0.3)	(0.0)			
1,000人以上	100.0	56.0 (100.0)	(57.8)	(23.8)	(11.5)	(6.9)	100.0	20.6 (100.0)	(71.9)	(15.6)	(11.0)	(-)	100.0	27.8 (100.0)	(61.0)	(24.0)	(11.7)	(3.4)			
500 ~ 999人	100.0	49.9 (100.0)	(66.6)	(21.7)	(7.1)	(4.6)	100.0	22.4 (100.0)	(77.0)	(15.2)	(7.1)	(-)	100.0	29.4 (100.0)	(67.4)	(24.8)	(7.4)	(0.4)			
300 ~ 499人	100.0	40.6 (100.0)	(76.3)	(17.7)	(5.8)	(0.1)	100.0	20.6 (100.0)	(88.0)	(10.8)	(1.2)	(-)	100.0	25.3 (100.0)	(71.1)	(25.1)	(3.9)	(-)			
100 ~ 299人	100.0	34.4 (100.0)	(86.7)	(13.2)	(0.1)	(0.0)	100.0	13.6 (100.0)	(89.8)	(10.2)	(-)	(-)	100.0	23.1 (100.0)	(82.1)	(17.9)	(-)	(-)			
50 ~ 99人	100.0	20.4 (100.0)	(93.2)	(6.7)	(0.0)	(-)	100.0	6.9 (100.0)	(97.8)	(2.2)	(-)	(-)	100.0	13.5 (100.0)	(93.5)	(6.5)	(-)	(-)			
30 ~ 49人	100.0	17.7 (100.0)	(99.4)	(0.6)	(-)	(0.0)	100.0	7.8 (100.0)	(99.8)	(0.2)	(-)	(-)	100.0	6.5 (100.0)	(93.1)	(6.9)	(-)	(-)			
10 ~ 29人	100.0	9.6 (100.0)	(98.6)	(1.4)	(-)	(-)	100.0	2.5 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	100.0	4.3 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)			

(単位:%)

区分	臨時・日雇労働者							派遣労働者						
	臨時・日 雇労働者 がいる事 業所計	被災労働者がい た事業所計	労働災害の延べ被災労働者数階級				派遣労働 者がい る事 業所計	被災労働者がい た事業所計	労働災害の延べ被災労働者数階級					
			1~3人	4~9 人	10~19 人	20人 以上			1~3人	4~9 人	10~19 人	20人 以上		
平成25年 (事業所規模)	100.0	11.3 (100.0)	(97.7)	(2.3)	(0.1)	(-)	100.0	3.9 (100.0)	(99.1)	(0.9)	(-)	(-)		
1,000人以上	100.0	13.9 (100.0)*	(66.8)*	(11.1)*	(22.1)*	(-)*	100.0	6.5 (100.0)	(91.3)	(8.7)	(-)	(-)		
500 ~ 999人	100.0	11.2 (100.0)*	(100.0)*	(-)*	(-)*	(-)*	100.0	5.8 (100.0)	(96.1)	(3.9)	(-)	(-)		
300 ~ 499人	100.0	4.3 (100.0)*	(45.4)*	(54.6)*	(-)*	(-)*	100.0	5.0 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)		
100 ~ 299人	100.0	6.5 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	100.0	3.6 (100.0)	(95.2)	(4.8)	(-)	(-)		
50 ~ 99人	100.0	13.6 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	100.0	3.9 (100.0)*	(100.0)*	(-)*	(-)*	(-)*		
30 ~ 49人	100.0	26.0 (100.0)*	(94.2)*	(5.8)*	(-)*	(-)*	100.0	4.0 (100.0)*	(100.0)*	(-)*	(-)*	(-)*		
10 ~ 29人	100.0	8.1 (100.0)*	(100.0)*	(-)*	(-)*	(-)*	100.0	3.7 (100.0)*	(100.0)*	(-)*	(-)*	(-)*		

## 2 リスクアセスメント(※7)に関する事項

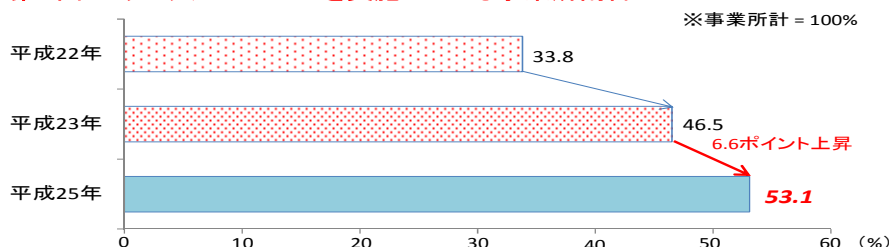
リスクアセスメントを実施している事業所の割合は 53.1%[22 年調査 33.8%、23 年調査 46.5%]となっている。

実施内容(複数回答)については、「作業に用いる機械による事故防止に関する事項」(54.4%)が最も多く、次いで「熱中症予防に着目した暑い場所での作業に関する事項」(48.7%)となっている。(第2表、第1図)

第2表 リスクアセスメントの実施の有無及び実施内容別事業所割合

区分	事業所計	実施内容(複数回答)								リスクアセスメントを実施していない	不明
		リスクアセスメントを実施している	作業に用いる機械による事故防止に関する事項	作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項	腰痛のおそれのある作業に関する事項	熱中症予防に着目した暑い場所での作業に関する事項	左記以外の作業・要因に関する事項	不明			
平成25年 (事業所規模)	100.0	53.1 (100.0)	(54.4)	(15.4)	(35.9)	(48.7)	(42.7)	(0.4)	46.7	0.2	
1,000人以上	100.0	72.2 (100.0)	(72.1)	(54.6)	(57.5)	(43.8)	(59.1)	(-)	27.8	-	
500～999人	100.0	71.7 (100.0)	(66.4)	(40.4)	(45.5)	(38.7)	(59.0)	(-)	28.1	0.2	
300～499人	100.0	75.1 (100.0)	(66.1)	(28.4)	(38.7)	(35.5)	(54.6)	(0.2)	24.9	-	
100～299人	100.0	69.7 (100.0)	(63.6)	(26.2)	(48.1)	(39.5)	(48.3)	(0.0)	29.7	0.6	
50～99人	100.0	62.2 (100.0)	(57.8)	(16.6)	(39.1)	(41.3)	(44.0)	(1.2)	37.5	0.4	
30～49人	100.0	56.8 (100.0)	(57.4)	(12.4)	(37.0)	(47.1)	(39.2)	(-)	43.2	-	
10～29人	100.0	49.5 (100.0)	(51.9)	(14.4)	(33.7)	(51.5)	(42.4)	(0.5)	50.2	0.2	
(産業)											
農業、林業(林業に限る。)	100.0	78.1 (100.0)	(90.8)	(-)	(13.6)	(66.7)	(59.9)	(-)	21.0	0.9	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	74.5 (100.0)	(91.4)	(13.5)	(27.2)	(64.4)	(46.2)	(-)	25.5	-	
建設業	100.0	82.2 (100.0)	(77.4)	(14.5)	(27.4)	(79.0)	(41.2)	(-)	17.8	-	
製造業	100.0	60.4 (100.0)	(87.2)	(32.9)	(28.7)	(40.9)	(26.2)	(0.1)	39.3	0.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	80.4 (100.0)	(76.1)	(29.5)	(34.7)	(58.0)	(74.0)	(0.3)	19.6	-	
情報通信業	100.0	46.3 (100.0)	(23.0)	(25.6)	(14.3)	(23.7)	(66.9)	(-)	53.7	-	
運輸業、郵便業	100.0	78.7 (100.0)	(53.0)	(4.2)	(48.3)	(50.2)	(52.0)	(0.2)	21.2	0.1	
卸売業、小売業	100.0	45.4 (100.0)	(50.9)	(12.2)	(44.3)	(52.8)	(31.6)	(0.5)	54.6	0.0	
金融業、保険業	100.0	27.2 (100.0)	(6.7)	(0.1)	(14.7)	(13.0)	(84.5)	(-)	72.8	0.0	
不動産業、物品賃貸業	100.0	39.1 (100.0)	(35.0)	(8.9)	(25.5)	(37.8)	(49.0)	(-)	60.9	-	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	42.3 (100.0)	(55.7)	(35.6)	(20.4)	(54.7)	(46.7)	(-)	57.7	-	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	50.5 (100.0)	(49.4)	(13.0)	(26.9)	(43.7)	(51.6)	(2.6)	49.4	0.1	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	38.7 (100.0)	(30.6)	(12.2)	(29.5)	(45.8)	(48.4)	(-)	61.3	-	
教育、学習支援業	100.0	27.0 (100.0)	(36.4)	(15.8)	(20.0)	(48.9)	(48.6)	(-)	72.1	0.9	
医療、福祉	100.0	56.4 (100.0)	(13.2)	(7.4)	(53.3)	(26.6)	(53.6)	(-)	43.0	0.6	
複合サービス事業	100.0	37.8 (100.0)	(47.6)	(2.5)	(27.2)	(26.5)	(59.1)	(-)	62.2	-	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	52.6 (100.0)	(62.1)	(19.9)	(38.7)	(61.8)	(43.6)	(-)	46.4	0.9	
平成23年	100.0	46.5	...	...	...	...	...	...	53.5	-	
平成22年	100.0	33.8	...	...	...	...	...	...	66.2	-	

第1図 リスクアセスメントを実施している事業所割合



また、作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項についてリスクアセスメントを実施している事業所において、リスクアセスメントのツールであるコントロール・バンディング(※8)の認知状況をみると、「コントロール・バンディングを知らない」事業所の割合は 76.8%となっており、「コントロール・バンディングを知っている」事業所の割合は 22.3%となっている(第3表)。

第3表 コントロール・バンディングの認知状況別事業所割合

区分	作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項についてリスクアセスメントを実施している事業所計	コントロール・バンディングを知っている	コントロール・バンディングを知らない	不明	
平成25年 (事業所規模)	[15.4]	100.0	22.3	76.8	0.8
1,000人以上	[54.6]	100.0	34.5	63.7	1.8
500～999人	[40.4]	100.0	29.0	69.8	1.2
300～499人	[28.4]	100.0	22.4	76.5	1.1
100～299人	[26.2]	100.0	18.8	78.9	2.3
50～99人	[16.6]	100.0	19.6	79.7	0.8
30～49人	[12.4]	100.0	19.1	80.9	0.0
10～29人	[14.4]	100.0	23.9	75.4	0.7

注: [ ]は、「リスクアセスメントを実施している事業所」のうち「作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項」についてリスクアセスメントを実施している割合である。

リスクアセスメントの結果、「効果があつた」とする事業所の割合は 76.7%となっている。

また、リスクアセスメントの実施の効果の内容(複数回答)としては、「職場のリスクが減少した」が 40.0%と最も多く、次いで「日常の安全衛生活動が活性化した」が 33.8%となっている。(第4表)

第4表 リスクアセスメントの効果の内容別事業所割合

区分	リスクアセスメントを実施している事業所計	リスクアセスメントの効果の内容(複数回答)								効果があつたかわからない	不明	
		効果があつた	労働災害が減少した	職場のヒヤリ・ハット体験の報告件数が減少した	職場のリスクが減少した	安全衛生対策に関して費用対効果が改善した	日常の安全衛生活動が活性化した	外部機関等の評価が高くなった	その他			
平成25年	[53.1]	100.0	76.7	25.3	27.0	40.0	5.5	33.8	6.5	4.9	16.6	6.7
(事業所規模)												
1,000人以上	[72.2]	100.0	87.3	32.9	13.1	70.6	18.2	59.3	19.9	8.4	8.4	4.3
500～999人	[71.7]	100.0	90.7	31.9	17.7	68.5	5.5	52.7	9.5	6.4	8.2	1.1
300～499人	[75.1]	100.0	84.0	30.5	20.3	59.6	3.6	47.5	6.1	5.0	14.4	1.6
100～299人	[69.7]	100.0	87.0	32.4	25.6	56.6	5.4	40.3	6.6	6.6	10.3	2.7
50～99人	[62.2]	100.0	82.6	29.9	24.3	47.0	5.5	39.3	5.3	4.4	13.6	3.9
30～49人	[56.8]	100.0	77.5	27.2	25.8	40.1	4.1	33.1	6.0	2.5	15.9	6.6
10～29人	[49.5]	100.0	74.3	23.2	28.1	36.6	5.8	31.9	6.7	5.3	18.1	7.7
(産業)												
農業・林業(林業に限る。)	[78.1]	100.0	90.3	45.8	51.4	30.0	4.5	47.9	12.2	3.7	8.2	1.5
鉱業・採石業、砂利採取業	[74.5]	100.0	92.0	32.8	42.5	44.8	6.2	44.9	7.2	4.3	5.3	2.8
建設業	[82.2]	100.0	86.3	37.7	42.2	41.1	8.6	52.2	15.0	2.2	11.6	2.2
製造業	[60.4]	100.0	84.2	32.6	27.3	51.3	7.3	42.3	8.9	3.2	12.6	3.3
電気・ガス・熱供給・水道業	[80.4]	100.0	93.2	24.7	22.4	72.6	6.9	67.9	2.9	6.6	5.0	1.8
情報通信業	[46.3]	100.0	90.9	10.4	27.6	46.2	3.5	27.1	24.1	18.4	7.4	1.7
運輸業、郵便業	[78.7]	100.0	70.3	25.5	24.1	42.3	0.5	30.2	3.6	1.4	17.8	11.9
卸売業、小売業	[45.4]	100.0	70.3	24.4	26.1	31.6	1.5	22.7	1.2	7.3	21.7	8.0
金融業、保険業	[27.2]	100.0	76.8	7.5	9.8	29.3	4.5	30.7	0.3	17.8	20.7	2.5
不動産業、物品賃貸業	[39.1]	100.0	53.6	14.9	21.3	25.0	-	22.9	5.3	1.9	34.5	11.9
学術研究、専門・技術サービス業	[42.3]	100.0	76.6	17.5	24.8	41.5	5.9	46.2	9.8	9.2	18.9	4.5
宿泊業、飲食サービス業	[50.5]	100.0	80.2	27.3	21.9	35.8	15.2	29.5	5.7	6.3	8.2	11.6
生活関連サービス業、娯楽業	[38.7]	100.0	77.4	19.8	36.2	50.1	5.8	22.1	0.7	0.8	14.1	8.5
教育、学習支援業	[27.0]	100.0	69.5	9.6	18.5	32.9	0.6	40.9	3.9	4.9	15.4	15.1
医療、福祉	[56.4]	100.0	66.7	8.9	20.8	37.5	4.1	32.6	3.6	3.0	27.0	6.3
複合サービス事業	[37.8]	100.0	66.5	20.6	14.3	23.6	2.7	26.3	2.3	10.5	23.9	9.6
サービス業(他に分類されないもの)	[52.6]	100.0	83.3	30.4	29.3	47.5	3.3	34.6	12.8	4.3	14.9	1.8

注:[ ]は、全事業所のうち「リスクアセスメントを実施している事業所」の割合である。

リスクアセスメントを実施していない事業所において、実施していない理由(複数回答)は「災害が発生していないため」が 43.2%[22年調査 22.3%]と最も多くなっている(第5表)。

第5表 リスクアセスメントを実施していない理由別事業所割合

区分	リスクアセスメントを実施していない事業所計	実施していない理由(複数回答)					その他	不明
		十分な知識を持った人材がいないため	実施方法が判らないため	災害が発生していないため	法令を守っていれば十分なため			
平成25年	[46.7]	100.0	26.8	23.6	43.2	28.3	29.3	0.5
(事業所規模)								
1,000人以上	[27.8]	100.0	27.7	14.9	24.6	28.9	44.5	0.3
500～999人	[28.1]	100.0	17.7	16.5	26.9	22.4	48.2	0.1
300～499人	[24.9]	100.0	28.7	12.2	26.7	28.8	34.7	0.9
100～299人	[29.7]	100.0	25.8	18.8	29.4	28.0	37.3	0.9
50～99人	[37.5]	100.0	32.9	18.8	31.4	24.8	36.1	0.1
30～49人	[43.2]	100.0	29.0	22.6	39.5	23.7	33.1	0.3
10～29人	[50.2]	100.0	25.8	24.6	45.8	29.5	27.5	0.6
(産業)								
農業・林業(林業に限る。)	[21.0]	100.0	39.0	21.1	23.9	4.3	54.2	-
鉱業・採石業、砂利採取業	[25.5]	100.0	47.8	38.5	24.8	46.0	23.0	-
建設業	[17.8]	100.0	33.9	29.1	22.7	25.1	27.4	-
製造業	[39.3]	100.0	39.4	25.3	43.9	30.0	24.2	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	[19.6]	100.0	34.5	21.9	30.9	34.5	45.6	-
情報通信業	[53.7]	100.0	10.2	21.1	48.0	44.4	21.0	-
運輸業、郵便業	[21.2]	100.0	30.7	20.9	44.6	22.0	36.8	0.4
卸売業、小売業	[54.6]	100.0	28.4	32.3	45.0	22.8	25.2	0.9
金融業、保険業	[72.8]	100.0	5.5	6.8	27.5	26.3	54.2	0.1
不動産業、物品賃貸業	[60.9]	100.0	13.3	11.9	48.2	28.4	39.5	2.1
学術研究、専門・技術サービス業	[57.7]	100.0	10.9	9.0	51.1	35.4	34.1	0.0
宿泊業、飲食サービス業	[49.4]	100.0	35.0	21.7	41.2	33.9	28.9	0.3
生活関連サービス業、娯楽業	[61.3]	100.0	16.6	15.9	45.4	26.9	27.7	-
教育、学習支援業	[72.1]	100.0	22.4	22.3	44.3	33.4	28.0	-
医療、福祉	[43.0]	100.0	25.8	26.8	50.6	27.3	31.1	0.5
複合サービス事業	[62.2]	100.0	20.2	17.8	37.5	29.7	39.1	0.2
サービス業(他に分類されないもの)	[46.4]	100.0	28.0	15.0	42.5	35.0	28.0	-
平成22年	[66.2]	100.0	40.5	28.0	22.3	28.3	25.3	2.0

注:[ ]は、全事業所のうち「リスクアセスメントを実施していない事業所」の割合である。

### 3 安全衛生教育に関する事項

安全衛生教育(危険有害業務に関する労働安全衛生法上の特別教育を除く。)を実施している事業所の割合は77.1%[22年調査57.0%]で22年調査より上昇している。

実施対象者・実施内容(複数回答)をみると、「雇入時教育(常用労働者として新しく雇い入れた労働者に対する教育)」が85.2%と最も多い。(第6表)

第6表 安全衛生教育実施の有無及び実施対象者・実施内容別事業所割合

区分	事業所計	実施対象者・実施内容(複数回答)														実施していない	不明	
		新規雇い入れ者							役職者等				その他					
		て雇入時教育(常用労働者として新しく雇い入れた労働者に対する教育)	く雇い入れた労働者として新入教育	派遣労働者に対する教育	外国人労働者(※9)に対する教育	関係請負人の労働者に対する教育	に安全管理者、安全衛生推進者、労働者に対する教育	衛生管理者、衛生推進者、衛生管理者、衛生推進者に対する教育	事業の実施を統括管理する者・経営首脳に対する教育	任職したときに対象となる労働者に対する教育	職長、現場監督、主任等に対する教育	作業内容を変更する場合に労働者に対する教育	対象者を限定しないでローテーションで行う教育	職長・安全管理者等の経験者に対する教育	その他の教育			
平成25年 (事業所規模)	100.0	77.1	(100.0)	(85.2)	(21.4)	(10.4)	(5.4)	(9.2)	(35.9)	(29.8)	(17.3)	(34.4)	(34.3)	(13.8)	(18.8)	(14.2)	21.0	1.9
1,000人以上	100.0	95.8	(100.0)	(92.5)	(35.0)	(50.0)	(29.2)	(23.6)	(48.4)	(36.8)	(30.9)	(55.4)	(46.0)	(22.6)	(35.3)	(34.7)	3.8	0.4
500～999人	100.0	93.7	(100.0)	(89.5)	(33.7)	(41.9)	(19.9)	(21.7)	(44.4)	(35.9)	(22.7)	(51.7)	(42.9)	(16.1)	(27.3)	(26.8)	5.8	0.5
300～499人	100.0	94.5	(100.0)	(92.8)	(30.6)	(39.4)	(16.9)	(19.6)	(43.6)	(39.2)	(20.8)	(42.5)	(42.0)	(18.1)	(24.1)	(29.4)	4.8	0.7
100～299人	100.0	89.9	(100.0)	(92.3)	(25.2)	(29.9)	(10.7)	(13.6)	(47.1)	(44.2)	(18.9)	(41.6)	(42.5)	(12.8)	(23.3)	(20.9)	8.8	1.3
50～99人	100.0	86.2	(100.0)	(86.6)	(21.9)	(18.8)	(6.8)	(8.2)	(41.3)	(37.2)	(18.6)	(33.6)	(36.3)	(11.1)	(18.3)	(15.6)	11.5	2.3
30～49人	100.0	80.9	(100.0)	(83.3)	(21.4)	(14.2)	(5.5)	(5.4)	(36.8)	(28.1)	(19.0)	(38.0)	(37.6)	(17.1)	(17.9)	(12.9)	17.2	1.9
10～29人	100.0	73.9	(100.0)	(84.7)	(20.8)	(5.9)	(4.4)	(9.6)	(33.7)	(27.6)	(16.4)	(32.8)	(32.3)	(13.4)	(18.4)	(13.4)	24.2	1.9
平成22年	100.0	57.0	(100.0)	(88.8)	(27.2)	(13.1)	(4.7)	(14.6)	(26.1)	(21.3)	(8.8)	(40.6)	(55.1)	(10.4)	(23.5)	...	43.0	0.0

### 4 メンタルヘルス対策(※10)に関する事項

#### (1)メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者(※11)の状況

過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業所の割合は10.0%[24年調査8.1%]で24年調査より上昇している。

産業別にみると、「情報通信業」が28.5%と最も多くなっている。(第7表)

第7表 過去1年間におけるメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者数階級別事業所割合 (単位:%)

区分	事業所計	0人(該当なし)	該当あり	連続1か月以上休業又は退職した労働者数階級									不明
				1人	2人	3人	4人	5人	6～9人	10～29人	30人以上		
平成25年 (事業所規模)	100.0	89.9	10.0	(100.0)	(61.9)	(18.5)	(9.0)	(2.8)	(1.6)	(4.3)	(1.6)	(0.2)	0.1
1,000人以上	100.0	10.2	88.4	(100.0)	(2.2)	(4.4)	(5.8)	(6.5)	(2.5)	(21.7)	(44.9)	(12.0)	1.4
500～999人	100.0	18.7	81.2	(100.0)	(17.4)	(15.8)	(16.2)	(9.8)	(6.9)	(19.1)	(13.5)	(1.3)	0.1
300～499人	100.0	35.0	64.6	(100.0)	(29.1)	(27.4)	(15.1)	(11.7)	(6.2)	(8.0)	(2.4)	(-)	0.5
100～299人	100.0	60.5	39.2	(100.0)	(51.6)	(24.6)	(10.2)	(6.0)	(4.2)	(2.8)	(0.5)	(-)	0.3
50～99人	100.0	84.3	15.3	(100.0)	(73.1)	(15.4)	(6.7)	(3.7)	(0.6)	(0.5)	(-)	(-)	0.4
30～49人	100.0	88.5	11.3	(100.0)	(64.7)	(24.0)	(5.6)	(1.5)	(0.7)	(0.8)	(2.6)	(0.3)	0.2
10～29人	100.0	94.1	5.9	(100.0)	(70.6)	(14.1)	(9.6)	(-)	(0.2)	(5.5)	(-)	(-)	0.0
(産業)													
農業・林業(林業に限る。)	100.0	94.8	4.3	(100.0)	(90.7)	(5.2)	(4.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0.9
鉱業・採石業、砂利採取業	100.0	96.3	2.3	(100.0)	(63.6)	(7.3)	(7.3)	(-)	(-)	(21.8)	(-)	(-)	1.4
建設業	100.0	93.1	6.9	(100.0)	(73.0)	(9.1)	(13.0)	(2.4)	(0.7)	(0.7)	(1.1)	(-)	-
製造業	100.0	88.4	11.5	(100.0)	(56.1)	(23.3)	(7.5)	(4.0)	(1.9)	(3.7)	(3.2)	(0.3)	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	71.6	26.2	(100.0)	(61.1)	(15.8)	(6.7)	(4.0)	(3.8)	(5.9)	(2.1)	(0.6)	2.3
情報通信業	100.0	71.5	28.5	(100.0)	(59.8)	(9.4)	(6.4)	(5.8)	(7.6)	(6.6)	(3.1)	(1.3)	-
運輸業、郵便業	100.0	90.8	8.9	(100.0)	(47.5)	(38.2)	(10.2)	(1.8)	(1.2)	(0.6)	(0.4)	(0.1)	0.3
卸売業、小売業	100.0	90.1	9.8	(100.0)	(59.8)	(20.0)	(16.3)	(2.5)	(0.5)	(0.5)	(0.4)	(0.1)	0.1
金融業、保険業	100.0	83.4	16.6	(100.0)	(71.6)	(16.2)	(4.2)	(2.2)	(0.6)	(3.0)	(1.3)	(0.9)	0.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	89.0	11.0	(100.0)	(76.0)	(14.2)	(4.3)	(1.1)	(2.3)	(2.0)	(0.2)	(-)	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	84.2	15.7	(100.0)	(73.7)	(13.9)	(4.0)	(4.0)	(1.1)	(1.5)	(1.6)	(0.2)	0.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	95.6	4.2	(100.0)	(56.9)	(3.4)	(1.0)	(0.7)	(0.1)	(29.5)	(8.4)	(-)	0.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	95.7	4.3	(100.0)	(65.9)	(16.6)	(17.0)	(-)	(-)	(0.2)	(0.3)	(-)	-
教育、学習支援業	100.0	91.2	8.7	(100.0)	(80.5)	(6.9)	(5.2)	(2.0)	(0.7)	(2.0)	(2.4)	(0.2)	0.0
医療、福祉	100.0	87.7	12.3	(100.0)	(62.5)	(20.9)	(5.3)	(2.2)	(0.4)	(7.9)	(0.7)	(0.2)	0.1
複合サービス事業	100.0	77.1	22.9	(100.0)	(56.4)	(13.9)	(8.7)	(9.1)	(3.7)	(8.1)	(0.1)	(-)	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	90.2	9.6	(100.0)	(67.4)	(19.2)	(4.4)	(2.1)	(5.2)	(1.2)	(0.5)	(-)	0.2
平成24年	100.0	91.9	8.1	(100.0)	(69.7)	(16.0)	(6.0)	(2.5)	(1.1)	(2.1)	(2.3)	(0.3)	0.0
平成23年	100.0	90.7	9.0	(100.0)	(67.3)	(18.2)	(5.7)	(2.8)	(1.3)	(3.0)	(1.4)	(0.4)	0.2

そのうち、職場復帰した労働者がいる事業所の割合は51.1%[24年調査55.0%]となっている(第8表)。

第8表 メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者のうち職場復帰をした労働者の割合別事業所割合

(単位:%)

区分	メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業所計		職場復帰した労働者がいる	職場復帰した労働者の割合						復職者がいない(休業中を含む)	不明
				10割(全員)	9割台	7~8割台	4~6割台(約半分程度)	2~3割台	1割台		
平成25年(事業所規模)	[10.0]	100.0	51.1	29.6	3.0	6.3	8.5	3.2	0.5	43.5	5.3
1,000人以上	[88.4]	100.0	92.0	3.9	6.3	16.0	47.2	16.5	2.1	5.5	2.5
500~999人	[81.2]	100.0	77.5	16.9	4.3	12.2	27.1	12.6	4.4	20.5	2.0
300~499人	[64.6]	100.0	74.8	23.1	3.7	9.6	25.7	11.5	1.2	24.4	0.9
100~299人	[39.2]	100.0	60.3	29.6	2.3	6.0	15.6	6.3	0.5	38.9	0.8
50~99人	[15.3]	100.0	49.8	31.5	2.3	1.0	7.9	5.9	1.2	49.2	1.0
30~49人	[11.3]	100.0	51.9	33.5	7.8	3.3	7.2	-	-	46.7	1.5
10~29人	[5.9]	100.0	41.2	29.8	1.5	8.4	1.5	-	-	47.4	11.4
平成24年	[8.1]	100.0	55.0	35.5	1.3	2.8	11.0	3.5	0.9	44.5	0.4
平成23年	[9.0]	100.0	53.8	35.4	2.0	2.3	10.1	3.0	1.0	45.4	0.8

注:[ ]は、全事業所のうち「メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業所」の割合である。

また、メンタルヘルス上の理由により休業した労働者の職場復帰に関する職場のルールの有無については、「明文化されていないが、その都度相談している」が39.8%[24年調査34.1%]と最も多く、次いで「職場のルールはない」が28.5%[同44.9%]となっている(第9表)。

第9表 メンタルヘルス上の理由により休業した労働者の職場復帰に関する職場ルールの内容別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所計	明文化された職場のルールがある	明文化されていないが、職場のルールがある	明文化されていないが、その都度相談している	職場のルールはない	不明
平成25年(事業所規模)	100.0	18.2	6.2	39.8	28.5	7.4
1,000人以上	100.0	68.8	7.9	21.1	0.6	1.6
500~999人	100.0	56.8	12.2	23.8	4.9	2.4
300~499人	100.0	45.4	11.8	36.1	4.9	1.9
100~299人	100.0	35.4	8.6	40.0	13.0	3.0
50~99人	100.0	21.1	8.6	43.4	21.9	5.1
30~49人	100.0	22.3	5.3	39.5	25.3	7.5
10~29人	100.0	15.2	5.8	39.5	31.6	8.0
(産業)						
農業、林業(林業に限る。)	100.0	9.0	2.3	34.1	49.8	4.7
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	11.0	3.5	33.8	39.4	12.4
建設業	100.0	15.7	4.3	34.6	37.0	8.3
製造業	100.0	14.2	4.2	38.8	35.9	6.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	60.7	2.3	20.4	13.6	3.0
情報通信業	100.0	30.5	7.3	45.3	14.4	2.5
運輸業、郵便業	100.0	21.6	3.0	45.5	22.9	6.9
卸売業、小売業	100.0	15.2	8.8	45.9	21.2	8.9
金融業、保険業	100.0	48.2	6.2	32.7	9.8	3.1
不動産業、物品賃貸業	100.0	19.6	7.8	39.4	23.9	9.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	24.3	9.7	30.6	33.3	2.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0	18.4	7.6	37.2	27.6	9.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	23.0	9.0	32.4	32.9	2.8
教育、学習支援業	100.0	12.0	1.4	45.4	35.4	5.8
医療、福祉	100.0	13.2	2.8	37.6	38.5	7.9
複合サービス事業	100.0	43.6	6.9	28.4	14.3	6.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	14.5	6.3	36.6	35.3	7.2
平成24年	100.0	15.3	5.6	34.1	44.9	0.0



## (2)メンタルヘルス対策への取組状況

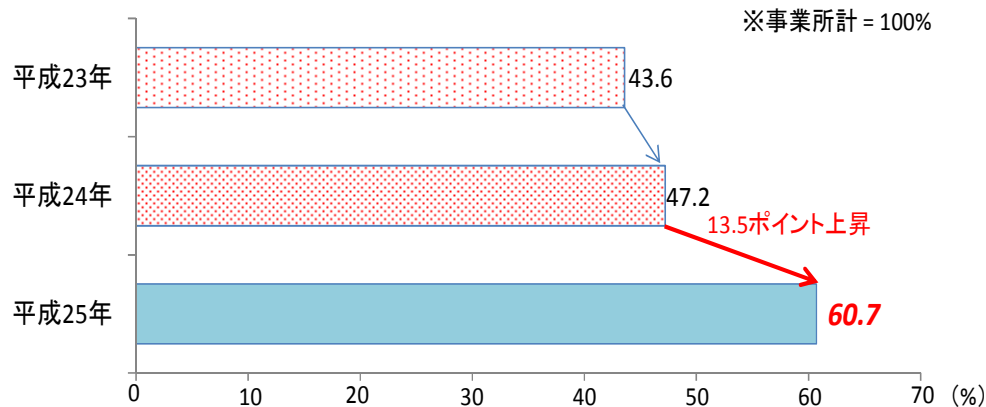
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は60.7%[23年調査43.6%、24年調査47.2%]で24年調査より上昇し、事業所規模が大きくなるほど高く、300人以上のすべての規模で9割を超えている。取組内容(複数回答)をみると、「労働者への教育研修・情報提供(※12)」(46.0%)が最も多く、次いで「事業所内での相談体制の整備」(41.8%)、「管理監督者への教育研修・情報提供」(37.9%)となっている。(第10表、第2図)

第10表 メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

区分	事業所計	取組内容(複数回答)																	不明					
		取り組んでいる	メンタルヘルス対策について(※13)での調査実施	メンタルヘルス対策の実施(※14)	メンタルヘルス対策に関する課題の解決(※15)	メンタルヘルス対策の実施(※16)	労働者への教育研修・情報提供	管理監督者への教育研修・情報提供	事業所内での教育・健康情報提供(※17)	職場環境等の評価及び改善(※18)	健康診断後の保健指導の実施	社内のメンタルヘルスケア窓口の設置	社外のメンタルヘルスケア窓口の設置	ストレスチェック(※19)	復職支援プログラム(※20)	職場復帰支援(※21)	事業所内での相談体制の整備	メンタルヘルスケアの実施(※22)		他(※23)	取り組んでいない			
平成25年	100.0	60.7	(100.0)	(20.7)	(10.6)	(21.0)	(46.0)	(37.9)	(12.8)	(23.2)	(32.0)	...	...	(26.0)	(17.5)	(41.8)	(4.1)	(2.2)	(13.6)	(15.5)	(5.9)	39.1	0.2	
(事業所規模)																								
1,000人以上	100.0	97.9	(100.0)	(72.1)	(58.5)	(63.9)	(81.7)	(78.9)	(65.3)	(39.3)	(55.0)	...	...	(63.1)	(78.1)	(84.7)	(5.3)	(6.9)	(34.9)	(47.7)	(4.2)	2.0	0.1	
500～999人	100.0	97.3	(100.0)	(56.0)	(36.9)	(53.5)	(69.2)	(71.0)	(44.1)	(31.1)	(41.1)	...	...	(48.7)	(61.3)	(68.9)	(6.6)	(3.8)	(26.6)	(39.9)	(5.5)	2.7	0	
300～499人	100.0	94.5	(100.0)	(48.4)	(28.3)	(43.2)	(62.8)	(61.5)	(35.8)	(23.1)	(41.4)	...	...	(41.3)	(48.2)	(61.5)	(5.4)	(5.3)	(20.9)	(31.1)	(3.5)	5.2	0.2	
100～299人	100.0	88.1	(100.0)	(45.7)	(21.4)	(38.1)	(54.3)	(50.5)	(22.7)	(20.6)	(34.8)	...	...	(34.8)	(31.1)	(55.6)	(5.1)	(5.4)	(22.5)	(20.7)	(4.2)	11.8	0.2	
50～99人	100.0	77.6	(100.0)	(38.7)	(16.1)	(28.6)	(46.6)	(38.5)	(15.6)	(20.8)	(34.9)	...	...	(26.3)	(19.3)	(43.5)	(4.9)	(3.0)	(14.6)	(17.7)	(4.8)	22.2	0.2	
30～49人	100.0	63.9	(100.0)	(22.7)	(10.2)	(21.1)	(44.2)	(37.9)	(13.5)	(24.5)	(33.4)	...	...	(23.9)	(17.3)	(43.6)	(4.0)	(1.7)	(11.5)	(20.1)	(3.1)	36.1	0.0	
10～29人	100.0	55.2	(100.0)	(13.1)	(7.8)	(16.8)	(44.8)	(35.5)	(10.1)	(23.4)	(30.4)	...	...	(24.9)	(14.6)	(38.7)	(3.9)	(1.7)	(12.7)	(12.8)	(7.0)	44.6	0.2	
(産業)																								
農業・林業(林業に限る。)	100.0	47.0	(100.0)	(14.6)	(8.9)	(17.9)	(44.6)	(26.6)	(6.6)	(14.6)	(35.7)	...	...	(18.4)	(4.3)	(29.2)	(15.3)	(2.7)	(5.5)	(4.4)	(3.0)	53.0	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	55.4	(100.0)	(7.2)	(17.9)	(8.7)	(50.2)	(29.4)	(7.8)	(8.5)	(35.0)	...	...	(12.4)	(11.4)	(44.1)	(3.4)	(0.6)	(9.5)	(14.1)	(3.5)	44.6	-	
建設業	100.0	53.8	(100.0)	(18.1)	(11.8)	(19.6)	(59.4)	(37.0)	(11.1)	(26.2)	(40.3)	...	...	(32.4)	(12.9)	(27.7)	(3.6)	(2.9)	(11.2)	(13.7)	(8.3)	46.2	-	
製造業	100.0	54.6	(100.0)	(26.3)	(13.1)	(22.1)	(41.3)	(36.6)	(13.1)	(20.1)	(37.4)	...	...	(28.1)	(15.0)	(38.7)	(4.9)	(3.3)	(13.6)	(12.0)	(5.4)	45.3	0.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	85.6	(100.0)	(57.9)	(53.0)	(45.9)	(80.0)	(74.0)	(48.6)	(50.1)	(68.1)	...	...	(62.0)	(66.3)	(69.1)	(7.4)	(7.5)	(35.7)	(48.8)	(7.3)	14.4	-	
情報通信業	100.0	80.5	(100.0)	(29.7)	(17.5)	(24.2)	(48.2)	(42.5)	(17.0)	(25.0)	(38.1)	...	...	(41.8)	(26.9)	(48.4)	(5.7)	(4.2)	(13.6)	(19.0)	(3.4)	19.5	-	
運輸業、郵便業	100.0	72.9	(100.0)	(19.9)	(9.0)	(20.3)	(48.4)	(42.3)	(15.4)	(19.6)	(34.5)	...	...	(22.2)	(14.1)	(37.6)	(5.2)	(2.5)	(16.1)	(14.4)	(0.6)	26.9	0.2	
卸売業、小売業	100.0	60.1	(100.0)	(23.2)	(7.5)	(21.4)	(39.4)	(38.7)	(11.1)	(23.1)	(23.7)	...	...	(22.6)	(20.8)	(39.3)	(5.1)	(1.6)	(14.7)	(15.7)	(6.6)	39.9	0.0	
金融業、保険業	100.0	91.8	(100.0)	(31.7)	(29.1)	(39.1)	(67.6)	(60.1)	(33.5)	(27.8)	(44.4)	...	...	(39.9)	(40.5)	(58.4)	(2.9)	(1.7)	(21.3)	(35.6)	(4.0)	8.2	-	
不動産業、物品賃貸業	100.0	56.4	(100.0)	(16.4)	(13.8)	(19.0)	(40.0)	(45.6)	(11.1)	(15.0)	(27.3)	...	...	(17.6)	(20.2)	(39.2)	(3.9)	(0.7)	(14.1)	(14.5)	(9.9)	42.0	1.6	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	67.6	(100.0)	(22.0)	(15.2)	(22.5)	(47.4)	(39.9)	(12.1)	(23.3)	(33.4)	...	...	(33.9)	(19.6)	(44.0)	(3.3)	(3.5)	(12.6)	(26.7)	(7.6)	32.4	-	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	58.0	(100.0)	(7.2)	(2.3)	(15.2)	(42.5)	(27.0)	(9.6)	(22.8)	(37.8)	...	...	(30.3)	(13.3)	(44.6)	(4.6)	(3.0)	(7.6)	(10.5)	(7.3)	41.9	0.1	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	45.8	(100.0)	(27.6)	(12.5)	(24.0)	(44.1)	(50.8)	(13.9)	(30.8)	(32.6)	...	...	(24.4)	(13.9)	(33.7)	(1.3)	(0.4)	(13.3)	(16.3)	(12.2)	54.2	-	
教育、学習支援業	100.0	50.9	(100.0)	(17.4)	(13.7)	(21.2)	(37.8)	(20.6)	(9.9)	(16.5)	(28.4)	...	...	(13.9)	(15.4)	(63.5)	(3.1)	(2.6)	(9.4)	(13.7)	(2.9)	49.1	-	
医療、福祉	100.0	61.8	(100.0)	(12.9)	(4.8)	(10.7)	(45.1)	(27.8)	(7.2)	(24.1)	(20.2)	...	...	(14.9)	(6.8)	(46.2)	(0.7)	(0.3)	(12.4)	(9.0)	(4.6)	37.3	0.9	
複合サービス事業	100.0	97.6	(100.0)	(32.5)	(20.4)	(31.4)	(53.0)	(46.4)	(18.3)	(12.7)	(42.7)	...	...	(31.2)	(29.5)	(44.1)	(5.9)	(2.7)	(15.6)	(22.1)	(10.6)	11.6	0.8	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	58.5	(100.0)	(20.8)	(14.7)	(23.1)	(53.1)	(39.2)	(9.3)	(26.1)	(32.1)	...	...	(24.8)	(14.7)	(42.3)	(4.0)	(2.4)	(15.9)	(17.3)	(5.1)	41.5	-	
平成24年	100.0	47.2	(100.0)	(28.9)	(15.6)	(27.8)	(46.7)	(44.7)	(19.5)	(25.8)	(30.8)	(41.0)	(27.1)	(25.8)	(24.6)	...	(5.1)	(2.9)	(14.7)	(13.8)	(6.1)	52.8	-	
平成23年	100.0	43.6	(100.0)	(23.7)	(12.2)	(18.5)	(43.8)	(42.8)	(11.3)	(20.8)	...	(37.0)	(26.4)	(15.6)	(16.2)	...	(4.1)	(1.3)	(8.8)	(7.7)	(10.2)	56.4	0.0	

注：平成23年調査及び平成24年調査の「取組内容(複数回答)」は、平成25年調査と一部異なるため、比較には注意が必要である。

第2図 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所割合



(3)ストレスチェックについて

ストレスチェックを実施した事業所のうち、ストレスチェックの実施時期をみると、「定期健康診断以外の機会に実施」が63.8%[24年調査67.7%]、「定期健康診断の機会に併せて実施」が36.2%[同32.2%]となっている(第11表)。

第11表 労働者のストレスチェックの実施時期別事業所割合

(単位:%)

区分	ストレスチェックの実施時期			
	労働者のストレスチェックを実施した事業所計	定期健康診断の機会に併せて実施	定期健康診断以外の機会に実施	不明
平成25年 (事業所規模)	[26.0] 100.0	36.2	63.8	0.0
1,000人以上	[63.1] 100.0	38.3	61.7	-
500～999人	[48.7] 100.0	28.9	71.1	-
300～499人	[41.3] 100.0	33.2	66.1	0.7
100～299人	[34.8] 100.0	31.0	69.0	0.0
50～99人	[26.3] 100.0	34.8	65.2	0.0
30～49人	[23.9] 100.0	32.7	67.3	0.0
10～29人	[24.9] 100.0	38.3	61.7	-
平成24年	[25.8] 100.0	32.2	67.7	0.1

注:[ ]は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスチェックを実施した事業所」(メンタルヘルス対策の取組内容において「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)」を選択した事業所)の割合である。

また、ストレスチェックを実施した事業所のうち、医師等の専門家による面談等を実施した事業所は42.0%[24年調査36.3%]となっており、そのうち、面談等を実施した労働者の割合が「80%以上100%まで」であった事業所は26.7%[同21.0%]となっている(第12表)。

第12表 医師等の専門家による面談等を実施した労働者の割合別事業所割合

(単位:%)

区分	労働者のストレスチェックを実施した事業所計	実施した労働者の割合										0%(実施していない)	不明
		実施している	80%以上100%まで	60%以上80%未満	40%以上60%未満	30%以上40%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満	5%以上10%未満	5%未満			
平成25年 (事業所規模)	[26.0] 100.0	42.0 (100.0)	(26.7)	(1.9)	(4.5)	(3.1)	(1.8)	(5.9)	(9.6)	(46.6)	57.1	0.9	
1,000人以上	[63.1] 100.0	73.9 (100.0)	(11.8)	(2.8)	(2.6)	(2.7)	(5.6)	(9.3)	(11.0)	(54.2)	25.8	0.3	
500～999人	[48.7] 100.0	70.2 (100.0)	(13.5)	(2.9)	(2.4)	(1.5)	(1.5)	(7.9)	(12.3)	(57.9)	29.8	-	
300～499人	[41.3] 100.0	59.6 (100.0)	(11.6)	(0.6)	(2.6)	(0.4)	(7.7)	(7.4)	(13.4)	(56.3)	39.4	1.0	
100～299人	[34.8] 100.0	55.0 (100.0)	(29.3)	(0.9)	(1.4)	(1.3)	(1.8)	(6.3)	(6.9)	(52.2)	45.0	0.0	
50～99人	[26.3] 100.0	41.5 (100.0)	(20.3)	(3.0)	(0.3)	(1.5)	(2.9)	(6.2)	(6.3)	(59.4)	58.0	0.5	
30～49人	[23.9] 100.0	57.9 (100.0)	(21.5)	(1.6)	(3.4)	(-)	(2.4)	(7.9)	(14.2)	(49.0)	41.5	0.6	
10～29人	[24.9] 100.0	35.1 (100.0)	(31.1)	(2.0)	(6.8)	(5.3)	(0.9)	(4.7)	(8.9)	(40.2)	63.7	1.3	
平成24年	[25.8] 100.0	36.3 (100.0)	(21.0)	(1.1)	(2.3)	(0.6)	(1.5)	(6.6)	(10.8)	(56.0)	63.4	0.3	

注:[ ]は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスチェックを実施した事業所」(メンタルヘルス対策の取組内容において「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)」を選択した事業所)の割合である。

このうち、面談等の実施者・実施機関をみると、「産業医(※21)」が52.5%と最も多く、次いで「健康診断機関」(27.3%)となっている(第13表)。

第13表 医師等の専門家による面談等の実施者・実施機関別事業所割合

(単位:%)

区分	面談等の実施者・実施機関(複数回答)									不明
	医師等の専門家による面談等を実施した事業所計	産業医	産業医以外の医師(外部の医師)	事業所内の保健師・看護師	衛生管理者・衛生推進者等(※22)	地域産業保健センター	健康診断機関	その他の機関		
平成25年 (事業所規模)	[42.0] 100.0	52.5	18.7	18.0	6.6	1.0	27.3	12.5	2.5	
1,000人以上	[73.9] 100.0	87.0	24.6	57.5	6.7	0.3	1.1	22.5	-	
500～999人	[70.2] 100.0	84.5	14.9	49.9	4.7	0.2	2.0	9.6	-	
300～499人	[59.6] 100.0	76.4	15.0	39.6	12.1	0.4	3.0	14.0	-	
100～299人	[55.0] 100.0	83.4	15.2	25.0	10.6	1.3	7.4	7.1	0.0	
50～99人	[41.5] 100.0	66.5	18.3	15.3	13.5	0.3	20.3	9.9	0.1	
30～49人	[57.9] 100.0	43.2	26.0	18.6	4.0	1.9	31.3	17.5	1.4	
10～29人	[35.1] 100.0	42.4	17.1	13.7	4.9	0.9	34.8	12.3	4.4	
平成24年	[36.3] 100.0	64.9	...	19.1	8.7	2.5	14.2	16.5	0.3	

注:1)[ ]は、「労働者のストレスチェックを実施した事業所」のうち、「医師等の専門家による面談等を実施した事業所」の割合である。  
2)平成24年調査は、平成25年調査と選択肢の一部が異なるため、比較には注意が必要である。

さらに、医師等の専門家による面談等を実施した事業所のうち、その結果を踏まえて事後措置を講じている事業所の割合は68.4%[24年調査87.3%]となっている。

事後措置の内容(複数回答)は、「時間外労働の制限」が41.1%と最も多く、次いで「仕事内容の変更」が31.2%となっている。(第14表)

第14表 医師等の専門家による面談等の事後措置の有無及び事後措置の内容別事業所割合

区分	医師等の専門家による面談等を実施した事業所計	措置を講じた	事後措置の内容(複数回答)										措置を講じなかった	不明
			時間外労働の制限	所定労働時間の短縮(短時間勤務)	変形労働制または裁量労働制の対象から除外	就業の禁止(休暇・休業の指示)	就業場所の変更	仕事内容の変更	深夜業の回数の減少	昼間勤務への変更	出張の禁止・制限	その他		
平成25年(事業所規模)	100.0	68.4 (100.0)	(41.1)	(8.8)	(1.7)	(24.6)	(17.9)	(31.2)	(7.3)	(2.3)	(4.6)	(23.3)	26.9	4.7
1,000人以上	100.0	83.8 (100.0)	(61.9)	(14.2)	(5.1)	(38.0)	(21.2)	(28.5)	(16.3)	(4.8)	(26.0)	(40.0)	16.2	-
500～999人	100.0	86.4 (100.0)	(62.0)	(28.4)	(8.0)	(32.0)	(24.8)	(31.5)	(11.4)	(7.8)	(20.3)	(28.1)	12.9	0.7
300～499人	100.0	82.3 (100.0)	(48.8)	(16.2)	(2.4)	(26.1)	(25.4)	(33.1)	(10.1)	(8.1)	(7.8)	(25.1)	17.7	-
100～299人	100.0	79.5 (100.0)	(46.3)	(9.0)	(0.4)	(16.3)	(18.0)	(40.0)	(8.4)	(6.0)	(6.9)	(30.4)	17.2	3.2
50～99人	100.0	59.5 (100.0)	(52.8)	(15.5)	(1.5)	(29.7)	(18.4)	(30.0)	(12.7)	(3.9)	(10.4)	(18.4)	34.8	5.7
30～49人	100.0	57.1 (100.0)	(47.4)	(8.9)	(3.9)	(19.0)	(17.0)	(36.9)	(0.2)	(0.1)	(2.5)	(18.2)	39.5	3.4
10～29人	100.0	70.5 (100.0)	(33.6)	(6.0)	(1.1)	(26.9)	(17.3)	(27.3)	(7.6)	(1.1)	(2.0)	(23.3)	23.7	5.8
平成24年	100.0	87.3 (100.0)	(48.2)	...	...	...	(16.6)	(51.8)	(4.4)	...	...	(28.0)	12.5	0.3

注:平成24年調査は、平成25年調査と選択肢の一部が異なるため、比較には注意が必要である。

#### (4)メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由及び今後の取組予定

メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由(複数回答)については、「該当する労働者がいない」が39.0%と最も多く、次いで「取り組み方が分からない」が25.3%、「必要性を感じない」が21.8%となっている。

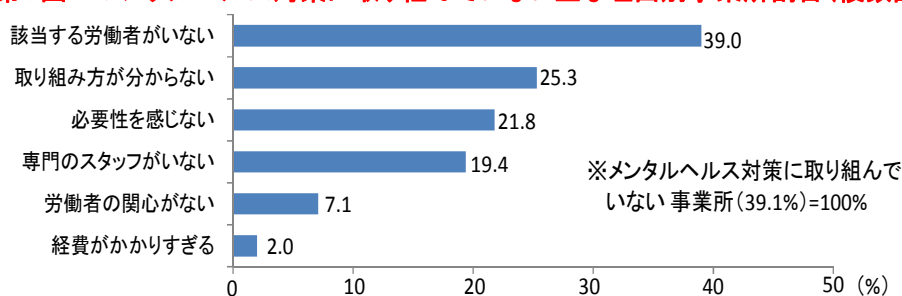
今後の取組予定としては、「予定がある」は1.7%、「検討中」が19.9%、「予定はない」が72.0%となっている。(第15表、第3図)

第15表 メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由及び今後の取組予定別事業所割合

区分	メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業所計	取り組んでいない理由(複数回答)										今後の取組予定					
		取り組み方が分からない	経費がかかりすぎる	必要性を感じない	労働者の関心がない	専門のスタッフがいない	該当する労働者がいない	その他	不明	予定がある	検討中	予定はない	不明				
平成25年(事業所規模)	[39.1]	100.0	25.3	2.0	21.8	7.1	19.4	39.0	18.5	6.0	1.7	19.9	72.0	6.4			
1,000人以上	[2.7]	100.0	* 79.4	*	-	*	-	* 85.9	*	-	* 20.6	*	-	* 6.5	* 86.1	* 7.4	* -
500～999人	[5.2]	100.0	40.2	-	7.7	-	27.2	3.1	51.1	-	-	-	61.2	38.8	-		
300～499人	[11.8]	100.0	16.5	1.0	8.8	0.8	34.9	43.4	5.6	6.4	2.6	47.4	43.6	6.4			
100～299人	[22.2]	100.0	30.1	3.5	12.0	5.9	42.2	36.8	21.5	3.2	1.6	51.2	43.9	3.2			
50～99人	[36.1]	100.0	35.8	4.9	17.5	9.3	29.7	39.2	14.4	6.2	0.5	29.9	62.7	6.9			
30～49人	[44.6]	100.0	24.9	2.8	26.8	11.8	23.9	39.9	19.9	4.1	1.2	22.3	71.8	4.7			
10～29人	[44.6]	100.0	24.6	1.6	21.5	6.2	17.5	38.9	18.5	6.3	1.9	18.2	73.2	6.7			
(産業)	[53.0]	100.0	19.1	1.7	26.9	7.8	16.8	55.6	12.6	5.1	1.7	25.3	67.3	5.7			
農業、林業(林業に限る。)	[44.6]	100.0	17.4	-	28.3	16.7	23.8	45.0	13.1	6.4	-	20.6	69.8	9.6			
鉱業、採石業、砂利採取業	[46.2]	100.0	17.2	5.0	18.3	7.9	8.5	50.7	8.4	9.0	0.0	19.4	71.7	9.0			
建設業	[45.3]	100.0	21.2	3.5	24.8	10.8	19.8	42.0	22.1	4.2	1.0	21.3	72.6	5.1			
製造業	[14.4]	100.0	23.5	1.8	27.5	9.5	21.2	51.4	15.7	-	1.8	19.4	78.8	-			
電気・ガス・熱供給・水道業	[19.5]	100.0	7.3	4.3	21.2	6.2	7.2	50.7	22.5	-	7.5	12.4	80.1	-			
情報通信業	[26.9]	100.0	20.4	0.4	28.0	8.7	21.4	43.0	14.1	4.3	-	15.7	78.4	5.9			
運輸業、郵便業	[39.9]	100.0	34.4	1.0	19.1	5.7	23.5	32.9	13.9	8.7	1.3	22.0	68.0	8.7			
卸売業、小売業	[8.2]	100.0	12.4	1.4	13.7	1.4	30.8	40.2	19.2	6.5	0.8	11.0	81.7	6.5			
金融業、保険業	[42.0]	100.0	24.4	4.8	25.1	6.4	16.1	36.9	20.8	3.1	-	19.5	77.4	3.1			
不動産業、物品賃貸業	[32.4]	100.0	7.6	-	35.8	12.1	19.4	38.5	24.5	1.0	-	13.8	85.1	1.0			
学術研究、専門・技術サービス業	[41.9]	100.0	36.7	0.1	17.9	6.4	18.6	36.0	22.7	6.5	6.6	13.3	73.5	6.5			
宿泊業、飲食サービス業	[54.2]	100.0	16.0	0.3	23.8	2.3	24.3	52.1	17.0	1.9	3.4	19.0	75.6	1.9			
生活関連サービス業、娯楽業	[49.1]	100.0	17.0	6.2	26.2	8.5	25.9	41.1	16.6	3.2	0.1	24.9	69.9	5.1			
教育、学習支援業	[37.3]	100.0	21.3	1.0	17.7	5.4	12.4	32.3	32.2	5.6	-	22.8	70.7	6.4			
医療、福祉	[11.6]	100.0	11.6	-	32.9	17.1	25.9	13.1	19.5	8.1	2.1	18.2	71.6	8.1			
複合サービス事業	[41.5]	100.0	22.1	3.4	30.4	7.9	20.6	37.4	16.6	5.0	0.7	23.7	70.0	5.6			
サービス業(他に分類されないもの)	[52.8]	100.0	31.6	5.5	51.0	17.5	22.4	...	15.5	-	0.5	23.0	76.5	-			
平成24年	[56.4]	100.0	20.1	5.4	48.4	15.6	22.1	...	26.3	0.6	...	...	...	...			
平成23年																	

注:1)「」は、全事業所のうち「メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業所」の割合である。  
2)平成23年調査と平成24年調査は、平成25年調査と選択肢の一部が異なるため、比較には注意が必要である。

#### 第3図 メンタルヘルス対策に取り組んでいない主な理由別事業所割合(複数回答)



### (5)職場のパワーハラスメント(※23)防止対策への取組状況

職場のパワーハラスメント防止対策に取り組んでいる事業所の割合は56.0%で、事業所規模が大きくなるほど高く、300人以上のすべての規模で8割を超えている。

産業別にみると、「金融業、保険業」(86.0%)が最も高く、次いで「複合サービス事業」(82.0%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(78.1%)となっている。

取組内容(複数回答)としては、「社内のパワーハラスメント相談、解決の窓口の設置」(55.0%)が最も多く、次いで「労働者への教育研修・情報提供」(45.6%)、「管理監督者への教育研修・情報提供」(44.8%)となっている。(第16表)

第16表 職場のパワーハラスメント防止対策取組の有無及び取組内容別事業所割合

区分	事業所計	取組内容(複数回答)												取り組んでいない	不明
		取り組んでいる	パワハラ実務を行う担当者等の選任	労働者への教育研修・情報提供	管理監督者への教育研修・情報提供	事業所内の産業保健スタッフへの教育・情報提供	就業規則等でのパワハラを定める	社内パワハラ相談、解決の窓口の設置	社外パワハラ相談、解決の窓口の設置	パワハラ防止研修の実施	その他				
平成25年(事業所規模)	100.0	56.0	(100.0)	(18.2)	(21.9)	(45.6)	(44.8)	(7.0)	(39.3)	(55.0)	(19.1)	(7.5)	(8.2)	35.0	9.1
1,000人以上	100.0	93.5	(100.0)	(56.1)	(61.3)	(76.0)	(77.2)	(31.2)	(50.6)	(87.6)	(42.3)	(13.8)	(3.5)	1.4	5.0
500～999人	100.0	88.4	(100.0)	(40.2)	(48.5)	(61.3)	(65.9)	(20.3)	(45.6)	(78.6)	(36.4)	(12.9)	(2.6)	4.4	7.2
300～499人	100.0	84.3	(100.0)	(38.9)	(40.9)	(57.0)	(59.0)	(16.4)	(42.2)	(77.0)	(29.2)	(7.2)	(3.5)	9.1	6.7
100～299人	100.0	76.2	(100.0)	(28.6)	(31.9)	(53.6)	(53.9)	(11.2)	(38.8)	(66.0)	(22.9)	(9.2)	(3.4)	16.2	7.6
50～99人	100.0	62.6	(100.0)	(25.0)	(29.1)	(51.6)	(43.8)	(7.4)	(34.2)	(60.0)	(27.8)	(7.3)	(4.0)	29.1	8.2
30～49人	100.0	60.1	(100.0)	(21.6)	(20.5)	(46.2)	(45.9)	(6.5)	(35.4)	(51.6)	(20.0)	(6.4)	(7.1)	32.1	7.8
10～29人	100.0	52.3	(100.0)	(14.6)	(19.3)	(43.2)	(43.2)	(6.2)	(40.9)	(53.3)	(16.6)	(7.6)	(9.7)	38.1	9.6
(産業)															
農業、林業(林業に限る。)	100.0	31.1	(100.0)	(15.0)	(25.4)	(70.4)	(30.1)	(7.1)	(32.7)	(35.1)	(7.9)	(1.0)	(2.9)	58.5	10.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	42.8	(100.0)	(10.4)	(8.4)	(43.7)	(30.8)	(9.6)	(25.9)	(34.5)	(8.5)	(11.5)	(14.1)	52.3	4.9
建設業	100.0	45.7	(100.0)	(13.0)	(17.4)	(42.3)	(43.6)	(12.9)	(28.2)	(43.6)	(16.0)	(11.2)	(15.6)	49.1	5.3
製造業	100.0	44.6	(100.0)	(11.7)	(17.2)	(40.1)	(40.1)	(5.9)	(33.2)	(42.0)	(14.6)	(3.7)	(9.5)	47.3	8.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	78.1	(100.0)	(48.1)	(47.1)	(81.2)	(81.1)	(24.6)	(44.5)	(80.8)	(37.0)	(11.4)	(2.3)	19.2	2.7
情報通信業	100.0	74.1	(100.0)	(15.7)	(21.5)	(48.9)	(49.9)	(5.5)	(39.1)	(54.5)	(16.9)	(2.7)	(4.7)	13.9	11.9
運輸業、郵便業	100.0	59.2	(100.0)	(21.9)	(27.0)	(51.9)	(56.5)	(9.0)	(23.9)	(58.5)	(12.2)	(10.7)	(0.8)	29.7	11.0
卸売業、小売業	100.0	58.2	(100.0)	(21.9)	(22.1)	(37.8)	(46.0)	(4.6)	(42.0)	(58.7)	(24.2)	(6.4)	(7.7)	29.8	12.0
金融業、保険業	100.0	86.0	(100.0)	(38.1)	(34.2)	(71.8)	(68.0)	(13.1)	(52.6)	(86.6)	(43.8)	(20.0)	(2.7)	6.7	7.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	60.8	(100.0)	(9.8)	(11.8)	(49.3)	(42.6)	(0.9)	(41.7)	(51.6)	(11.8)	(4.4)	(5.2)	29.4	9.8
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	54.5	(100.0)	(17.2)	(25.0)	(53.6)	(51.2)	(6.5)	(29.9)	(44.5)	(17.4)	(4.3)	(14.7)	37.9	7.6
宿泊業、飲食サービス業	100.0	65.4	(100.0)	(15.0)	(23.0)	(46.1)	(32.6)	(6.6)	(49.0)	(70.0)	(20.4)	(9.2)	(8.6)	27.8	6.8
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	54.8	(100.0)	(20.9)	(17.6)	(42.1)	(53.0)	(10.2)	(46.4)	(54.9)	(19.2)	(5.2)	(5.2)	39.2	6.0
教育、学習支援業	100.0	54.0	(100.0)	(21.9)	(27.0)	(38.4)	(36.2)	(7.3)	(36.8)	(51.3)	(13.7)	(7.9)	(18.6)	40.8	5.2
医療、福祉	100.0	45.5	(100.0)	(9.9)	(15.9)	(45.6)	(38.5)	(6.5)	(42.6)	(28.4)	(4.4)	(3.4)	(9.6)	43.9	10.7
複合サービス事業	100.0	82.0	(100.0)	(23.7)	(37.0)	(62.9)	(50.2)	(7.9)	(30.4)	(75.2)	(26.8)	(6.5)	(7.9)	10.8	7.2
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	50.9	(100.0)	(11.8)	(19.2)	(52.0)	(40.2)	(5.0)	(28.0)	(39.4)	(11.5)	(7.4)	(9.6)	40.2	8.8

### 5 受動喫煙防止対策に関する事項

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は85.6%[24年調査81.8%]となっている。事業所規模別にみると、50人以上のすべての規模で9割を超えており、最も低い10～29人規模の事業所でも8割を超えている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」(98.2%)が最も高く、次いで「金融業、保険業」(98.0%)、「複合サービス事業」(96.2%)、「不動産業、物品賃貸業」(94.8%)、「医療、福祉」(94.6%)となっている。

受動喫煙防止対策の取組内容(単一回答)としては、「事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている」(37.0%)[24年調査37.9%]が最も多く、次いで「事業所の内部に閉鎖された喫煙場所(喫煙室(※24))を設け、それ以外は禁煙にしている」(24.7%)[同23.7%]となっている。なお、「敷地内を含めた事業所全体を禁煙にしている(※25)」は14.9%[同13.4%]となっている。

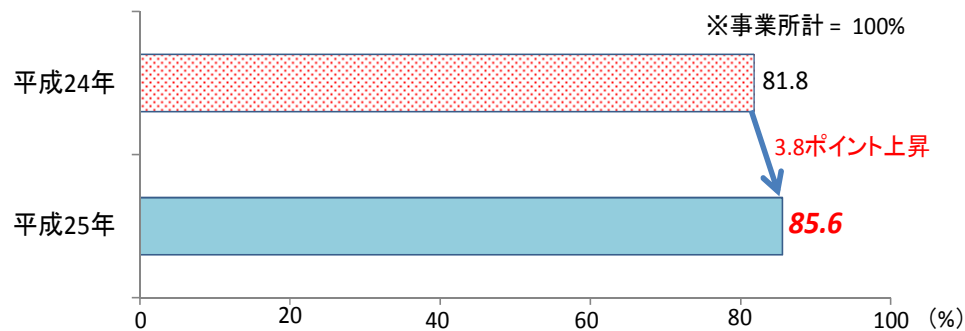
また、禁煙場所の設置や禁煙タイムの設定以外の受動喫煙防止対策の取組内容(複数回答)をみると、「喫煙室又は喫煙コーナー(※26)にたばこの煙を排気する装置(換気扇)等(※27)を設置している」が26.6%と最も多くなっている。(第17表、第4図)

第17表 受動喫煙防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

区分	事業所計	禁煙場所の設置や禁煙タイムの設定 (単一回答)										禁煙場所の設置や禁煙タイムの設定以外の 受動喫煙防止対策の取組内容 (複数回答)					不明
		取組んでいない	取組んでいる									無	不明				
			敷地内を含めて事業所全体を禁煙にしている	事業所の建物内全体を禁煙にしている	喫煙室、喫煙コーナー、休憩室、談話室、会議室、食堂とし、屋外のみ喫煙可能とされている	事業所の内部に禁煙室(喫煙コーナー)を設けている	事業所の内部に禁煙室(喫煙コーナー)を設けていない	事業所内では喫煙できるが、会議室、研修室、作業場等を除く	事業所では喫煙できないが、会議室、研修室、作業場等を除く	禁煙室(喫煙コーナー)を設けている	禁煙室(喫煙コーナー)を設けていない			禁煙室(喫煙コーナー)を設けているが、喫煙タイムを設けている	禁煙室(喫煙コーナー)を設けていないが、喫煙タイムを設けている	不明	
平成25年 (事業所規模)	100.0	85.6 (100.0)	(14.9)	(37.0)	(24.7)	(18.9)	(1.1)	(0.8)	(2.6)	(26.6)	(16.5)	(10.9)	(10.9)	(47.9)	14.2	0.3	
1,000人以上	100.0	99.0 (100.0)	(14.0)	(21.6)	(56.1)	(7.8)	(0.1)	(0.1)	(0.2)	(65.9)	(50.7)	(52.9)	(12.2)	(9.3)	0.9	0.1	
500～999人	100.0	97.9 (100.0)	(15.6)	(19.5)	(54.8)	(9.4)	(0.0)	(0.2)	(0.4)	(66.6)	(47.1)	(47.0)	(11.9)	(-)	2.1	-	
300～499人	100.0	98.0 (100.0)	(12.8)	(21.4)	(50.9)	(14.4)	(0.4)	(0.0)	(0.1)	(57.7)	(41.8)	(23.5)	(11.8)	(15.0)	2.0	-	
100～299人	100.0	97.9 (100.0)	(11.4)	(28.7)	(43.9)	(14.2)	(0.5)	(0.5)	(0.7)	(46.4)	(27.0)	(17.1)	(7.7)	(29.5)	1.9	0.2	
50～99人	100.0	94.8 (100.0)	(12.2)	(33.3)	(32.4)	(19.7)	(1.0)	(0.4)	(1.1)	(29.4)	(19.4)	(10.8)	(11.0)	(45.2)	5.0	0.2	
30～49人	100.0	89.6 (100.0)	(13.8)	(37.3)	(23.2)	(21.2)	(1.5)	(0.7)	(2.4)	(33.5)	(14.5)	(9.6)	(42.3)	(10.4)	0.0	0.0	
10～29人	100.0	82.4 (100.0)	(15.8)	(38.6)	(21.7)	(18.8)	(1.1)	(0.9)	(3.1)	(22.2)	(15.0)	(9.1)	(11.5)	(51.9)	17.2	0.4	
(産業)																	
農業、林業(林業に限る。)	100.0	70.8 (100.0)	(4.5)	(48.3)	(14.3)	(26.0)	(3.6)	(1.3)	(2.0)	(22.0)	(5.5)	(5.2)	(12.5)	(59.2)	29.2	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	64.8 (100.0)	(0.7)	(35.2)	(18.4)	(24.4)	(15.4)	(0.5)	(5.3)	(29.9)	(15.4)	(20.3)	(13.4)	(40.6)	35.2	-	
建設業	100.0	80.4 (100.0)	(5.7)	(41.4)	(16.4)	(26.9)	(4.3)	(1.2)	(4.1)	(31.6)	(17.0)	(12.7)	(12.4)	(47.2)	19.6	-	
製造業	100.0	85.8 (100.0)	(5.7)	(31.7)	(25.4)	(33.7)	(1.3)	(0.7)	(1.4)	(37.8)	(15.5)	(9.9)	(10.4)	(42.4)	13.8	0.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.2 (100.0)	(2.8)	(20.2)	(61.7)	(14.4)	(0.2)	(-)	(0.8)	(59.5)	(37.8)	(37.5)	(9.4)	(16.6)	1.8	-	
情報通信業	100.0	92.2 (100.0)	(25.2)	(28.5)	(33.6)	(11.0)	(-)	(-)	(1.7)	(30.7)	(21.0)	(14.8)	(7.5)	(46.8)	7.8	-	
運輸業、郵便業	100.0	78.9 (100.0)	(1.4)	(37.2)	(40.5)	(18.5)	(1.7)	(-)	(0.6)	(38.8)	(17.7)	(15.3)	(5.7)	(37.4)	20.7	0.4	
卸売業、小売業	100.0	85.8 (100.0)	(11.7)	(40.3)	(28.6)	(15.2)	(0.6)	(0.9)	(2.7)	(25.8)	(18.1)	(7.5)	(11.8)	(48.3)	14.2	0.0	
金融業、保険業	100.0	98.0 (100.0)	(9.6)	(35.4)	(36.0)	(16.7)	(0.1)	(-)	(2.1)	(32.1)	(24.8)	(22.1)	(9.5)	(29.4)	1.6	0.4	
不動産業、物品賃貸業	100.0	94.8 (100.0)	(18.4)	(40.2)	(20.2)	(18.7)	(-)	(-)	(2.4)	(17.5)	(13.1)	(8.3)	(12.3)	(55.0)	5.2	-	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	93.4 (100.0)	(8.5)	(41.3)	(34.6)	(12.4)	(-)	(-)	(3.1)	(36.9)	(20.1)	(6.7)	(7.6)	(46.0)	6.5	0.2	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	78.8 (100.0)	(15.3)	(30.9)	(18.4)	(24.2)	(0.9)	(3.2)	(7.0)	(17.6)	(16.8)	(12.5)	(17.3)	(43.4)	21.1	0.0	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	76.7 (100.0)	(14.6)	(30.7)	(27.6)	(20.8)	(1.2)	(0.1)	(4.9)	(27.7)	(29.4)	(11.5)	(17.6)	(31.5)	23.3	-	
教育、学習支援業	100.0	91.1 (100.0)	(45.5)	(36.0)	(12.7)	(5.7)	(-)	(-)	(0.0)	(11.0)	(6.1)	(9.6)	(9.4)	(70.2)	8.0	0.9	
医療、福祉	100.0	94.6 (100.0)	(43.1)	(43.7)	(6.8)	(6.2)	(-)	(-)	(0.4)	(9.4)	(4.1)	(9.6)	(5.1)	(76.4)	4.4	1.0	
複合サービス事業	100.0	96.2 (100.0)	(4.4)	(42.7)	(28.5)	(20.0)	(1.1)	(0.7)	(2.6)	(23.8)	(24.7)	(13.8)	(13.9)	(33.5)	3.8	-	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	83.7 (100.0)	(12.4)	(35.7)	(30.8)	(17.2)	(2.4)	(0.5)	(1.0)	(31.6)	(17.2)	(10.8)	(9.7)	(45.0)	15.3	1.0	
平成24年	100.0	81.8 (100.0)	(13.4)	(37.9)	(23.7)	(20.2)	(1.3)	(1.5)	(1.8)	(29.7)	(12.8)	(11.4)	(8.7)	(53.4)	18.2	-	

注:「無」は複数回答のどの項目にも回答しなかった事業所の割合で、「不明」も含まれる。

第4図 受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所割合



さらに、職場での受動喫煙を防止するための取組を進めるにあたり、問題があるとする事業所の割合は42.3%[24年調査48.2%]となっている。問題の内容(2つ以内の複数回答)をみると、「顧客に喫煙をやめさせるのが困難である」が30.3%[24年調査34.9%]と最も多く、次いで「喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐのが困難である」(29.9%)[同23.9%]、「喫煙室を設けるスペースがない」(27.6%)[同28.3%]、となっている。(第18表)

第18表 職場の受動喫煙防止の取組における問題の有無及び問題の内容別事業所割合

区分	事業所計	問題の内容(2つ以内の複数回答)										特に問題がない	不明		
		問題がある		受動喫煙防止に対する 喫煙者の理解が 得られない	喫煙室からの 漏洩を完全に防ご うと困難である	顧客に喫煙を 勧めない	喫煙室を設ける スペースがない	喫煙室を設ける ための資金がない	喫煙室に必要 な設備を 設置できない	施設上の制約により 喫煙室に必要 な設備を 設置できない	受動喫煙防止対策 の取組み方が わからない			取組む必要 を感じない	その他
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)			(%)	
平成25年	100.0	42.3	(100.0)	(22.4)	(29.9)	(30.3)	(27.6)	(14.0)	(7.2)	(1.4)	(6.3)	(4.1)	54.9	2.8	
(事業所規模)															
1,000人以上	100.0	54.2	(100.0)	(37.7)	(55.3)	(20.3)	(16.9)	(3.5)	(4.4)	(2.9)	(2.2)	(4.5)	44.1	1.6	
500～999人	100.0	51.9	(100.0)	(26.8)	(55.7)	(20.9)	(12.4)	(4.8)	(10.8)	(0.1)	(0.4)	(8.3)	45.7	2.4	
300～499人	100.0	50.4	(100.0)	(22.1)	(53.4)	(28.1)	(15.6)	(6.4)	(8.2)	(0.8)	(0.6)	(5.8)	48.1	1.5	
100～299人	100.0	49.9	(100.0)	(23.5)	(44.2)	(22.0)	(21.2)	(12.2)	(8.9)	(0.8)	(2.3)	(4.0)	47.8	2.3	
50～99人	100.0	46.3	(100.0)	(21.2)	(37.8)	(24.8)	(23.1)	(12.2)	(8.3)	(2.5)	(4.6)	(4.5)	51.6	2.1	
30～49人	100.0	39.9	(100.0)	(22.8)	(27.3)	(32.2)	(26.4)	(17.4)	(8.5)	(1.2)	(4.2)	(3.1)	58.1	2.0	
10～29人	100.0	41.6	(100.0)	(22.3)	(27.5)	(31.6)	(29.4)	(13.9)	(6.7)	(1.4)	(7.5)	(4.2)	55.3	3.1	
(産業)															
農業、林業(林業に限る。)	100.0	49.0	(100.0)	(23.2)	(14.9)	(28.6)	(22.3)	(15.1)	(10.2)	(-)	(13.1)	(10.9)	47.6	3.4	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	49.8	(100.0)	(33.8)	(20.8)	(31.8)	(37.5)	(9.2)	(10.5)	(1.3)	(-)	(7.6)	45.7	4.6	
建設業	100.0	46.5	(100.0)	(25.4)	(25.3)	(14.8)	(23.9)	(14.5)	(6.4)	(3.0)	(15.3)	(5.2)	48.5	5.0	
製造業	100.0	50.8	(100.0)	(28.1)	(32.4)	(26.0)	(23.9)	(16.5)	(7.2)	(2.7)	(6.9)	(3.9)	46.9	2.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	37.4	(100.0)	(12.9)	(64.0)	(15.0)	(13.1)	(9.1)	(7.6)	(0.1)	(4.7)	(3.1)	61.5	1.2	
情報通信業	100.0	21.7	(100.0)	(34.4)	(34.0)	(14.3)	(22.7)	(16.5)	(13.9)	(4.2)	(0.3)	(10.0)	77.9	0.4	
運輸業、郵便業	100.0	46.2	(100.0)	(26.5)	(41.8)	(24.3)	(23.4)	(7.7)	(6.5)	(0.0)	(1.1)	(5.4)	52.2	1.6	
卸売業、小売業	100.0	39.7	(100.0)	(22.5)	(29.7)	(29.1)	(35.2)	(15.8)	(4.9)	(0.3)	(5.5)	(3.8)	57.8	2.5	
金融業、保険業	100.0	33.8	(100.0)	(19.3)	(41.4)	(20.5)	(34.5)	(6.5)	(16.3)	(-)	(2.0)	(2.8)	64.9	1.3	
不動産業、物品賃貸業	100.0	35.9	(100.0)	(8.5)	(29.8)	(23.9)	(26.3)	(14.4)	(11.2)	(4.9)	(0.5)	(4.9)	61.2	2.9	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	34.9	(100.0)	(17.3)	(31.5)	(21.3)	(27.0)	(18.6)	(15.1)	(-)	(4.1)	(3.7)	64.9	0.2	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	48.8	(100.0)	(13.2)	(27.7)	(51.3)	(22.9)	(15.6)	(8.3)	(2.5)	(10.3)	(0.3)	48.6	2.5	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	48.9	(100.0)	(18.7)	(16.3)	(58.9)	(17.1)	(5.6)	(1.0)	(1.3)	(1.7)	(15.2)	45.6	5.5	
教育、学習支援業	100.0	30.7	(100.0)	(26.3)	(25.5)	(28.2)	(35.2)	(8.9)	(3.3)	(-)	(3.8)	(7.4)	66.0	3.3	
医療、福祉	100.0	33.8	(100.0)	(25.9)	(18.9)	(25.5)	(32.3)	(17.1)	(11.0)	(1.0)	(1.6)	(1.9)	62.0	4.2	
複合サービス事業	100.0	53.0	(100.0)	(16.5)	(27.9)	(29.3)	(32.1)	(16.8)	(15.6)	(0.6)	(4.8)	(5.7)	43.8	3.2	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	40.5	(100.0)	(21.0)	(40.7)	(22.5)	(28.3)	(9.6)	(7.3)	(0.1)	(9.1)	(2.9)	56.5	3.0	
平成24年	100.0	48.2	(100.0)	(24.6)	(23.9)	(34.9)	(28.3)	(17.2)	(7.4)	(2.2)	(4.4)	(7.1)	45.3	6.5	

6 非正規労働者(※30)対策に関する事項

(1)非正規労働者に対する安全衛生教育の実施について

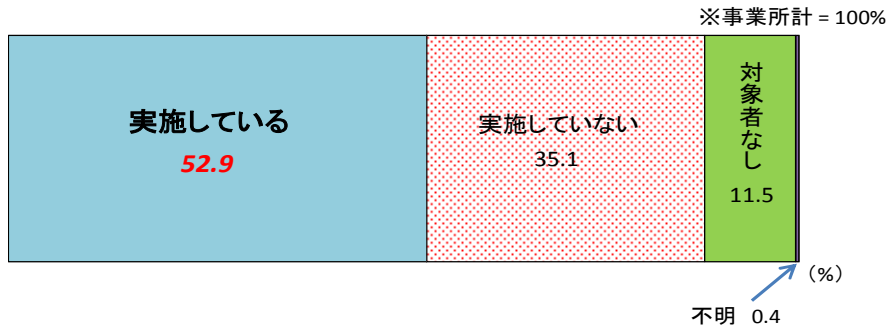
非正規労働者に対して安全衛生教育を実施している事業所の割合は52.9%となっており、産業別にみると、「医療、福祉」(69.7%)が最も高く、次いで「農業、林業(林業に限る。)」(65.9%)、「宿泊業、飲食サービス業」(61.7%)となっている。

実施内容(複数回答)をみると、「作業に用いる機械による事故を防ぐための教育」(51.7%)が最も多く、次いで「熱中症予防に着目した暑い場所での作業に関する教育」(38.2%)、「腰痛のおそれのある作業に関する腰痛予防対策に関する教育」(33.2%)となっている。(第19表、第5図)

第19表 非正規労働者に対する安全衛生教育実施の有無及び実施内容別事業所割合

区分	事業所計	実施内容(複数回答)							安全衛生教育を実施していない	対象者がいない	不明	
		安全衛生教育を実施している	作業に用いる機械による事故を防ぐための教育	作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する教育	腰痛のおそれのある作業に関する腰痛予防対策に関する教育	熱中症予防に着目した暑い場所での作業に関する教育	メンタルヘルス不調の対策に関する教育	その他				
平成25年	100.0	52.9	(100.0)	(51.7)	(17.4)	(33.2)	(38.2)	(21.3)	(26.1)	35.1	11.5	0.4
(事業所規模)												
1,000人以上	100.0	81.5	(100.0)	(60.7)	(48.4)	(47.7)	(42.0)	(47.9)	(30.1)	16.3	1.5	0.7
500～999人	100.0	81.9	(100.0)	(56.9)	(38.5)	(38.6)	(38.3)	(44.0)	(30.2)	16.2	1.6	0.2
300～499人	100.0	83.3	(100.0)	(60.7)	(28.2)	(36.5)	(35.0)	(32.6)	(29.0)	15.7	0.8	0.2
100～299人	100.0	72.9	(100.0)	(58.1)	(25.0)	(42.1)	(40.6)	(31.0)	(26.1)	22.3	4.0	0.9
50～99人	100.0	65.3	(100.0)	(55.4)	(19.1)	(36.1)	(36.4)	(21.5)	(26.1)	29.7	4.6	0.4
30～49人	100.0	58.5	(100.0)	(50.8)	(16.2)	(38.8)	(38.7)	(20.0)	(20.9)	31.9	9.4	0.1
10～29人	100.0	48.2	(100.0)	(50.3)	(16.1)	(30.2)	(38.2)	(20.1)	(27.3)	37.8	13.6	0.4
(産業)												
農業、林業(林業に限る。)	100.0	65.9	(100.0)	(88.0)	(3.4)	(13.2)	(62.6)	(5.7)	(26.3)	14.3	19.8	-
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	40.1	(100.0)	(86.6)	(22.2)	(25.2)	(67.5)	(18.1)	(12.2)	35.4	23.1	1.4
建設業	100.0	48.3	(100.0)	(64.9)	(13.5)	(22.7)	(74.3)	(24.8)	(19.4)	25.4	24.7	1.6
製造業	100.0	56.5	(100.0)	(88.0)	(33.8)	(25.1)	(37.1)	(12.8)	(13.7)	28.7	14.3	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	55.6	(100.0)	(32.2)	(15.7)	(18.2)	(44.4)	(26.6)	(55.6)	18.7	24.5	1.1
情報通信業	100.0	37.1	(100.0)	(7.7)	(0.2)	(11.4)	(11.3)	(48.5)	(51.0)	30.9	31.9	-
運輸業、郵便業	100.0	56.9	(100.0)	(68.2)	(4.9)	(50.2)	(49.1)	(24.7)	(23.3)	26.2	16.7	0.2
卸売業、小売業	100.0	48.0	(100.0)	(48.6)	(16.2)	(36.7)	(35.9)	(22.5)	(26.4)	42.7	9.3	0.1
金融業、保険業	100.0	42.1	(100.0)	(5.2)	(0.2)	(8.8)	(8.8)	(65.6)	(49.9)	42.2	15.2	0.5
不動産業、物品賃貸業	100.0	43.2	(100.0)	(35.3)	(18.7)	(24.2)	(37.7)	(22.1)	(40.3)	43.4	13.4	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	38.2	(100.0)	(41.6)	(30.8)	(14.4)	(45.2)	(28.3)	(41.4)	39.1	21.6	1.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0	61.7	(100.0)	(57.0)	(22.8)	(31.3)	(41.4)	(16.7)	(26.6)	32.5	5.6	0.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	53.2	(100.0)	(43.5)	(16.0)	(21.1)	(28.8)	(13.0)	(30.3)	40.4	6.4	-
教育、学習支援業	100.0	33.8	(100.0)	(30.7)	(10.6)	(9.6)	(35.0)	(19.2)	(33.4)	59.8	6.4	-
医療、福祉	100.0	69.7	(100.0)	(18.4)	(11.8)	(56.1)	(18.0)	(15.3)	(28.1)	29.4	0.5	0.4
複合サービス事業	100.0	60.9	(100.0)	(27.2)	(4.9)	(15.5)	(25.3)	(57.9)	(27.6)	30.8	6.5	1.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	50.9	(100.0)	(54.5)	(15.2)	(34.0)	(59.5)	(22.4)	(27.8)	34.8	13.5	0.8

**第5図 非正規労働者に対する安全衛生教育実施の有無別事業所割合**



非正規労働者に対して安全衛生教育を実施している事業所のうち、その実施のタイミング・方法（複数回答）についてみると、「雇い入れた時（※31）に、個人ごとに実施」が 57.2%と最も多くなっている（第20表）。

第20表 非正規労働者に対する安全衛生教育の実施のタイミング・方法別事業所割合

(単位:%)

区分	実施のタイミング・方法 (複数回答)										不明
	非正規労働者に対して安全衛生教育を実施している事業所計	いわゆるOJTで実施(実際に業務を行っていないが、別途、座学や実習等を実施)(複数回答)	雇い入れた時に、正社員と一緒にまとめて実施	雇い入れた時に、正社員と分けてまとめて実施	雇い入れた時に、個人ごとに実施	定期的な実施	配置転換時や作業変更時に実施	その他の時期に実施	実際に業務を行いながら実施(OJTで実施)		
平成25年 (事業所規模)	[52.9]	100.0	85.7 (100.0)	(21.4)	(6.0)	(57.2)	(24.9)	(21.3)	(13.5)	41.2	2.1
1,000人以上	[81.5]	100.0	90.7 (100.0)	(31.0)	(24.7)	(43.9)	(27.9)	(39.0)	(22.7)	48.0	0.5
500～999人	[81.9]	100.0	88.7 (100.0)	(32.3)	(11.5)	(45.1)	(30.2)	(35.3)	(14.7)	44.7	1.9
300～499人	[83.3]	100.0	90.8 (100.0)	(29.0)	(12.6)	(56.1)	(26.2)	(30.5)	(18.6)	41.1	0.8
100～299人	[72.9]	100.0	87.1 (100.0)	(28.1)	(9.4)	(56.3)	(26.0)	(31.6)	(12.6)	42.3	1.3
50～99人	[65.3]	100.0	84.4 (100.0)	(21.9)	(7.5)	(59.6)	(23.2)	(24.0)	(11.4)	42.6	0.7
30～49人	[58.5]	100.0	82.7 (100.0)	(25.1)	(5.2)	(54.9)	(24.9)	(28.3)	(11.4)	44.2	0.8
10～29人	[48.2]	100.0	86.5 (100.0)	(19.5)	(5.4)	(57.6)	(25.0)	(17.7)	(14.4)	40.0	2.8

注:[ ]は、全事業所のうち、「非正規労働者に対して安全衛生教育を実施している事業所」の割合である。

**(2)安全衛生教育を実施していない理由について**

非正規労働者に対する安全衛生教育を実施していない理由（複数回答）については、「非正規労働者は危険な作業には従事していないため」が 40.9%と最も多かった（第21表）。

第21表 非正規労働者に対する安全衛生教育を実施していない理由別事業所割合

(単位:%)

区分	実施していない理由 (複数回答)								不明	
	非正規労働者に対する安全衛生教育を実施していない事業所計	非正規労働者は勤務時間帯、曜日がばらばらのため	非正規労働者は短期間で辞める者も多く、入れ替わりが激しいため	非正規労働者は勤務中に作業以外の教育を行わせる余裕がないため	非正規労働者は危険な作業には従事していないため	非正規労働者の教育に人員・時間を割く余裕がないため	安全面も示した作業マニュアルなどがあり、それで十分であるため	その他		
平成25年 (事業所規模)	[35.1]	100.0	7.9	3.3	5.2	40.9	2.9	4.0	37.8	13.5
1,000人以上	[16.3]	100.0	7.6	17.7	5.4	53.6	2.7	6.4	29.8	6.2
500～999人	[16.2]	100.0	7.5	6.9	5.6	51.6	3.8	2.2	30.1	13.8
300～499人	[15.7]	100.0	6.6	3.7	1.3	44.0	0.7	7.1	35.9	11.8
100～299人	[22.3]	100.0	7.1	6.6	4.4	46.6	5.5	2.5	31.7	15.7
50～99人	[29.7]	100.0	11.3	3.7	5.3	34.9	5.7	3.4	35.8	16.6
30～49人	[31.9]	100.0	7.3	2.4	4.3	35.8	3.3	5.4	35.6	19.1
10～29人	[37.8]	100.0	7.7	3.2	5.4	42.1	2.5	3.8	38.6	12.0

注:[ ]は、全事業所のうち「非正規労働者に対する安全衛生教育を実施していない事業所」の割合である。

### (3) 非正規労働者の安全衛生活動参加について

非正規労働者を安全衛生活動に参加させている事業所の割合は51.9%となっており、産業別に見ると「医療、福祉」が71.4%と最も高くなっている。

参加内容(複数回答)については、「4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動」(63.0%)が最も多く、次いで「ヒヤリ・ハット事例の報告」(43.3%)、「災害防止などを話し合うミーティング」(38.1%)となっている。(第22表)

第22表 非正規労働者の安全衛生活動参加の有無及び参加内容別事業所割合

区分	事業所計	参加内容(複数回答)											安全衛生活動に参加していない	不明
		安全衛生活動に参加させている	安全衛生委員会	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動	災害防止などを話し合うミーティング	作業の安全に関するマニュアル類の作成	危険予知(KY)活動	ヒヤリ・ハット事例の報告	安全ハットロールの実施	リスクアセスメントの実施	その他(提案制度、表彰制度など)			
平成25年	100.0	51.9	(100.0)	(16.8)	(63.0)	(38.1)	(16.6)	(22.2)	(43.3)	(17.4)	(15.9)	(14.7)	46.5	1.6
(事業所規模)														
1,000人以上	100.0	75.0	(100.0)	(14.4)	(75.0)	(50.8)	(18.6)	(54.2)	(61.0)	(21.0)	(35.5)	(37.9)	23.0	1.9
500～999人	100.0	76.5	(100.0)	(24.3)	(70.5)	(48.6)	(17.2)	(43.2)	(62.5)	(17.9)	(31.1)	(26.9)	21.5	2.0
300～499人	100.0	76.1	(100.0)	(28.4)	(70.3)	(43.9)	(18.0)	(43.7)	(60.5)	(22.8)	(33.0)	(30.2)	22.9	1.1
100～299人	100.0	69.5	(100.0)	(22.7)	(64.2)	(38.4)	(13.2)	(34.7)	(57.0)	(17.7)	(22.4)	(23.1)	28.6	1.9
50～99人	100.0	61.4	(100.0)	(23.6)	(59.2)	(44.0)	(12.0)	(28.0)	(48.4)	(16.1)	(19.4)	(16.7)	37.9	0.7
30～49人	100.0	55.7	(100.0)	(21.6)	(59.6)	(36.0)	(16.5)	(21.0)	(45.2)	(17.1)	(17.0)	(17.5)	43.7	0.6
10～29人	100.0	48.2	(100.0)	(13.6)	(64.2)	(37.4)	(17.7)	(19.6)	(40.1)	(17.6)	(13.9)	(12.4)	49.9	2.0
(産業)														
農業、林業(林業に限る。)	100.0	61.9	(100.0)	(18.8)	(24.8)	(64.8)	(7.0)	(54.0)	(50.5)	(39.5)	(43.9)	(6.3)	32.7	5.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	40.9	(100.0)	(7.8)	(38.0)	(55.1)	(15.9)	(46.5)	(48.0)	(30.7)	(27.9)	(12.3)	57.3	1.7
建設業	100.0	50.2	(100.0)	(25.3)	(66.8)	(62.7)	(21.8)	(74.2)	(55.4)	(58.6)	(39.5)	(9.4)	47.3	2.5
製造業	100.0	52.7	(100.0)	(15.2)	(81.8)	(41.7)	(16.9)	(30.9)	(43.5)	(21.1)	(22.0)	(21.6)	45.6	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	54.4	(100.0)	(13.6)	(62.1)	(61.1)	(16.6)	(58.6)	(58.1)	(27.4)	(24.9)	(24.5)	43.4	2.2
情報通信業	100.0	38.8	(100.0)	(9.4)	(68.8)	(18.9)	(5.4)	(8.7)	(15.2)	(10.6)	(22.1)	(5.1)	59.7	1.5
運輸業、郵便業	100.0	54.6	(100.0)	(23.4)	(53.9)	(53.4)	(17.0)	(46.6)	(51.7)	(20.2)	(36.0)	(30.8)	44.9	0.5
卸売業、小売業	100.0	47.3	(100.0)	(21.3)	(69.7)	(28.4)	(13.5)	(9.2)	(27.8)	(10.1)	(9.2)	(11.7)	50.3	2.4
金融業、保険業	100.0	35.1	(100.0)	(12.4)	(49.9)	(31.5)	(4.0)	(3.3)	(9.4)	(-)	(7.1)	(28.4)	63.1	1.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	36.9	(100.0)	(3.0)	(61.9)	(54.3)	(11.8)	(20.2)	(37.0)	(16.8)	(14.2)	(11.1)	63.1	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	34.7	(100.0)	(12.8)	(52.0)	(47.7)	(13.9)	(35.6)	(32.1)	(15.0)	(23.2)	(18.2)	64.2	1.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	60.9	(100.0)	(13.1)	(79.1)	(21.7)	(24.5)	(5.6)	(34.8)	(16.8)	(8.8)	(14.3)	37.7	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	49.3	(100.0)	(16.2)	(60.8)	(47.8)	(11.5)	(15.8)	(31.7)	(17.0)	(2.3)	(21.4)	50.0	0.8
教育、学習支援業	100.0	44.0	(100.0)	(4.3)	(53.1)	(33.7)	(14.6)	(6.9)	(34.3)	(10.4)	(5.8)	(14.8)	56.0	0.0
医療、福祉	100.0	71.4	(100.0)	(11.1)	(27.5)	(41.9)	(17.3)	(11.8)	(83.8)	(7.8)	(9.4)	(3.2)	27.3	1.3
複合サービス事業	100.0	54.8	(100.0)	(7.4)	(71.8)	(34.7)	(5.1)	(23.4)	(24.7)	(1.1)	(6.2)	(21.2)	43.5	1.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	50.1	(100.0)	(21.4)	(52.3)	(45.3)	(16.6)	(37.0)	(48.3)	(19.8)	(20.4)	(15.0)	48.7	1.2

また、非正規労働者を安全衛生活動に参加させていない理由(複数回答)をみると、「その他」が59.5%と最も多く、次いで「非正規労働者は危険な作業には従事していないため」(22.8%)となっている(第23表)。

第23表 非正規労働者を安全衛生活動に参加させていない理由別事業所割合

区分	安全衛生活動に参加させていない事業所計	参加させていない理由(複数回答)						その他	不明
		非正規労働者は勤務時間帯、曜日がばらばらのため	非正規労働者は短期間で辞める者も多く、入れ替わりが激しいため	非正規労働者は勤務中に作業以外の活動を行わせる余裕はないため	非正規労働者は危険な作業には従事していないため	安全衛生活動は特に実施していないため			
平成25年	100.0	8.7	5.3	5.1	22.8	12.0	59.5	1.4	
(事業所規模)									
1,000人以上	100.0	10.4	14.6	10.8	38.7	4.8	49.9	-	
500～999人	100.0	13.8	10.0	8.4	35.0	5.7	50.0	0.5	
300～499人	100.0	18.6	12.1	8.6	32.1	9.0	42.9	0.5	
100～299人	100.0	10.3	5.1	9.6	22.9	10.2	59.0	0.4	
50～99人	100.0	11.4	4.3	5.0	25.6	11.2	54.4	1.6	
30～49人	100.0	13.2	3.1	4.6	19.3	14.2	54.8	0.3	
10～29人	100.0	7.5	5.8	4.9	23.1	11.8	61.0	1.7	
(産業)									
農業、林業(林業に限る。)	100.0	-	2.7	-	1.3	5.5	90.4	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	5.0	2.5	5.8	3.0	86.7	-	
建設業	100.0	3.8	-	3.3	11.4	-	86.3	-	
製造業	100.0	3.1	3.6	5.9	11.5	11.9	72.1	1.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.0	-	-	15.5	1.9	82.1	0.4	
情報通信業	100.0	2.4	2.4	0.1	16.5	10.4	75.1	-	
運輸業、郵便業	100.0	12.2	6.2	3.4	14.8	3.0	66.3	6.1	
卸売業、小売業	100.0	10.1	7.0	4.4	30.2	11.5	52.2	0.1	
金融業、保険業	100.0	3.0	1.0	1.8	37.7	8.8	53.1	0.8	
不動産業、物品賃貸業	100.0	5.4	0.4	0.7	26.8	11.1	56.8	5.1	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	1.6	0.5	1.8	23.9	13.7	65.1	-	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	20.3	16.5	11.1	26.8	24.8	40.6	4.0	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	3.3	10.7	6.0	24.7	20.3	49.4	0.6	
教育、学習支援業	100.0	11.0	1.0	2.2	32.5	20.4	44.6	0.3	
医療、福祉	100.0	17.9	0.4	11.8	14.4	10.5	61.3	3.5	
複合サービス事業	100.0	2.7	2.2	3.2	39.8	10.8	52.7	1.4	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	7.7	2.1	4.3	19.8	13.3	63.2	0.3	



## 7 労働安全衛生活動への外部専門家等の活用状況

危険な業務や有害な業務による労働災害の防止や労働者の健康管理の推進のため、外部専門家等を活用している事業所の割合は22.1%となっており、活用状況(複数回答)については、「産業保健に関するサービス提供機関を活用している」(46.8%)が最も多く、次いで「業種別の労働災害防止団体のサービスを活用している」(26.7%)となっている(第24表)。

第24表 危険な業務や有害な業務による労働災害の防止のための外部専門家等活用状況別事業所割合

区分	事業所計	活用状況(複数回答)						活用していない	危険な業務や有害な業務がない	不明
		活用している	労働安全コンサルタントを活用している	労働衛生コンサルタントを活用している	中央労働災害防止協会のサービスを活用している	業種別の労働災害防止団体のサービスを活用している	産業保健に関するサービス提供機関を活用している			
平成25年 (事業所規模)	100.0	22.1 (100.0)	(16.4)	(14.7)	(13.3)	(26.7)	(46.8)	45.3	31.7	0.9
1,000人以上	100.0	42.3 (100.0)	(24.8)	(21.1)	(49.2)	(17.4)	(57.5)	40.5	15.9	1.2
500～999人	100.0	45.3 (100.0)	(18.8)	(15.5)	(41.5)	(15.1)	(51.3)	39.3	15.4	-
300～499人	100.0	42.9 (100.0)	(21.1)	(12.8)	(26.4)	(18.8)	(53.2)	39.7	17.2	0.1
100～299人	100.0	36.4 (100.0)	(23.2)	(19.2)	(20.3)	(16.2)	(54.8)	43.5	19.7	0.3
50～99人	100.0	29.3 (100.0)	(14.3)	(13.6)	(15.7)	(20.3)	(55.4)	46.8	23.1	0.7
30～49人	100.0	24.2 (100.0)	(16.5)	(18.1)	(9.2)	(25.2)	(48.8)	47.7	27.6	0.5
10～29人	100.0	19.4 (100.0)	(15.7)	(13.5)	(12.1)	(30.2)	(43.2)	44.8	34.7	1.1
(産業)										
農業・林業(林業に限る。)	100.0	72.9 (100.0)	(9.1)	(5.9)	(11.5)	(71.6)	(15.9)	22.9	4.0	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	46.1 (100.0)	(18.3)	(10.3)	(19.9)	(56.1)	(42.6)	42.8	9.7	1.4
建設業	100.0	42.1 (100.0)	(22.8)	(12.5)	(18.2)	(50.2)	(33.1)	50.7	5.8	1.5
製造業	100.0	28.3 (100.0)	(14.1)	(10.5)	(21.6)	(22.5)	(57.4)	55.6	14.5	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	45.7 (100.0)	(11.7)	(5.1)	(62.3)	(20.6)	(45.1)	49.0	5.1	0.3
情報通信業	100.0	9.6 (100.0)	(17.1)	(7.4)	(19.0)	(3.0)	(74.3)	11.8	78.5	-
運輸業、郵便業	100.0	44.4 (100.0)	(16.6)	(6.7)	(13.8)	(35.2)	(37.9)	40.9	13.4	1.3
卸売業、小売業	100.0	17.7 (100.0)	(14.5)	(23.3)	(8.9)	(17.0)	(44.7)	46.2	36.1	0.0
金融業、保険業	100.0	14.3 (100.0)	(8.1)	(16.3)	(9.4)	(3.5)	(80.0)	18.0	67.4	0.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	9.2 (100.0)	(26.7)	(23.7)	(10.9)	(28.3)	(36.8)	34.9	54.6	1.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	21.8 (100.0)	(17.8)	(19.4)	(24.8)	(19.6)	(46.5)	28.5	47.1	2.6
宿泊業、飲食サービス業	100.0	16.2 (100.0)	(12.4)	(30.2)	(8.5)	(12.0)	(49.5)	50.5	32.0	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	10.0 (100.0)	(4.6)	(12.8)	(1.8)	(31.0)	(72.7)	42.4	45.7	2.0
教育、学習支援業	100.0	8.7 (100.0)	(14.0)	(10.6)	(3.1)	(22.1)	(53.5)	36.2	55.1	-
医療、福祉	100.0	16.5 (100.0)	(22.9)	(9.8)	(1.0)	(31.1)	(42.1)	51.8	30.2	1.5
複合サービス事業	100.0	27.9 (100.0)	(25.5)	(19.3)	(1.8)	(11.0)	(64.2)	28.5	43.6	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	22.5 (100.0)	(16.0)	(4.3)	(12.6)	(27.9)	(49.4)	43.5	33.3	0.7

また、活用内容(複数回答)については、「健康診断実施の準備、実施後の評価、事後措置等を手伝ってもらっている」(38.6%)が最も多く、次いで「研修会やセミナーの講師をお願いしている」(35.4%)、「専門的な助言、支援をしてもらっている」(27.8%)となっている(第25表)。

第25表 労働災害の防止のための外部専門家等の活用内容別事業所割合

区分	外部専門家・専門機関を活用している事業所計	活用内容(複数回答)						その他	不明
		職場の安全衛生診断をしてもらっている	リスクアセスメントを手伝ってもらっている	専門的な助言、支援をもらっている	研修会やセミナーの講師をお願いしている	健康診断実施の準備、実施後の評価、事後措置等を手伝ってもらっている			
平成25年 (事業所規模)	[22.1] 100.0	17.3	7.3	27.8	35.4	38.6	10.2	1.5	
1,000人以上	[42.3] 100.0	13.8	10.1	45.0	55.6	25.5	17.1	5.0	
500～999人	[45.3] 100.0	21.1	9.0	40.0	56.1	21.6	16.2	3.9	
300～499人	[42.9] 100.0	17.0	8.6	37.9	54.0	35.6	16.1	0.4	
100～299人	[36.4] 100.0	21.5	6.5	39.0	38.9	42.8	14.2	1.7	
50～99人	[29.3] 100.0	16.3	3.3	36.9	34.6	45.2	14.5	0.3	
30～49人	[24.2] 100.0	19.4	5.4	30.0	23.9	49.7	13.3	0.5	
10～29人	[19.4] 100.0	16.4	8.6	23.4	37.3	34.2	7.7	1.9	

注:[ ]は、全事業所のうち「外部専門家・専門機関を活用している事業所」の割合である。

外部専門家等を活用していない理由(複数回答)をみると、「専門家の支援が必要な危険な業務は行ってないため」が38.0%と最も多く、次いで「社内に人材がおり、専門家の支援は必要ないため」(26.7%)となっている(第26表)。

第26表 危険な業務や有害な業務による労働災害の防止のために外部専門家等を活用していない理由別事業所割合

区分	活用していない理由(複数回答)									
	外部専門家・専門機関を活用していない事業所計	社内に人材がおり、専門家の支援は必要ないため	専門家の支援が必要な危険な業務は行ってないため	労働災害は起きておらず、必要性を感じないため	専門家や労働災害防止団体を知らない又は利用の仕方が分からないため	必要とするサービスを受けられる機関がないため	利用料金が高いため	その他	不明	
平成25年(事業所規模)	[45.3]	100.0	26.7	38.0	17.1	10.8	1.7	8.0	20.1	0.5
1,000人以上	[40.5]	100.0	67.4	28.0	4.0	6.6	-	7.7	14.2	-
500～999人	[39.3]	100.0	47.0	29.4	4.3	6.0	-	4.8	27.2	0.4
300～499人	[39.7]	100.0	48.9	25.0	3.9	7.3	1.2	9.3	23.7	0.5
100～299人	[43.5]	100.0	36.5	35.1	8.1	10.1	1.2	8.3	22.5	0.5
50～99人	[46.8]	100.0	32.5	37.4	9.4	12.5	2.1	10.5	14.9	0.2
30～49人	[47.7]	100.0	31.5	36.0	13.9	13.8	2.1	8.3	14.2	0.3
10～29人	[44.8]	100.0	23.8	38.8	19.7	10.0	1.6	7.6	21.9	0.6

注:[ ]は、全事業所のうち「外部専門家・専門機関を活用していない事業所」の割合である。

危険な業務や有害な業務による労働災害の防止に係る社内の対応状況(複数回答)をみると、「社内の人材で十分に対応できていない」とする事業所の割合は22.7%となっており、その内容としては、「健康管理に関する専門知識を有する人材がいない又は不足している」が75.7%と最も多くなっている(第27表)。

第27表 危険な業務や有害な業務による労働災害の防止に係る社内の対応状況別事業所割合

区分	事業所計	社内の対応状況(複数回答)				社内の人材で十分に対応できている	不明
		社内の人材で十分に対応できていない	産業安全に関する専門知識を有する人材がいない又は不足している	健康管理に関する専門知識を有する人材がいない又は不足している	化学物質等作業環境管理に関する専門知識を有する人材がいない又は不足している		
平成25年(事業所規模)	100.0	22.7 (100.0)	(59.9)	(75.7)	(32.3)	66.7	10.6
1,000人以上	100.0	18.9 (100.0)	(53.0)	(46.3)	(65.7)	77.0	4.1
500～999人	100.0	24.1 (100.0)	(58.3)	(51.6)	(52.2)	67.6	8.3
300～499人	100.0	25.5 (100.0)	(48.8)	(54.4)	(53.6)	70.3	4.2
100～299人	100.0	25.7 (100.0)	(57.2)	(65.3)	(38.1)	68.1	6.2
50～99人	100.0	26.3 (100.0)	(59.4)	(73.7)	(28.7)	64.9	8.7
30～49人	100.0	24.8 (100.0)	(58.7)	(79.2)	(30.6)	65.4	9.8
10～29人	100.0	21.5 (100.0)	(60.6)	(76.5)	(32.4)	67.0	11.5
(産業)							
農業、林業(林業に限る。)	100.0	39.5 (100.0)	(74.6)	(69.6)	(16.5)	55.5	5.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	31.5 (100.0)	(70.8)	(76.4)	(25.6)	59.6	8.9
建設業	100.0	28.1 (100.0)	(46.3)	(68.2)	(33.5)	66.8	5.2
製造業	100.0	30.1 (100.0)	(61.7)	(70.0)	(46.6)	61.5	8.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	12.8 (100.0)	(67.7)	(81.1)	(32.3)	82.0	5.2
情報通信業	100.0	9.7 (100.0)	(38.7)	(81.1)	(25.1)	72.0	18.4
運輸業、郵便業	100.0	34.5 (100.0)	(63.9)	(76.7)	(14.3)	55.3	10.2
卸売業、小売業	100.0	22.7 (100.0)	(62.2)	(83.4)	(32.1)	67.0	10.3
金融業、保険業	100.0	8.4 (100.0)	(26.6)	(86.3)	(21.6)	68.9	22.6
不動産業、物品賃貸業	100.0	14.9 (100.0)	(73.4)	(87.2)	(37.6)	66.7	18.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	18.6 (100.0)	(39.4)	(85.0)	(25.2)	65.7	15.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	21.5 (100.0)	(67.4)	(88.1)	(28.9)	70.7	7.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	12.9 (100.0)	(84.4)	(83.4)	(52.6)	73.0	14.1
教育、学習支援業	100.0	14.6 (100.0)	(47.5)	(70.0)	(23.8)	76.7	8.7
医療、福祉	100.0	19.6 (100.0)	(59.5)	(50.7)	(21.1)	68.6	11.8
複合サービス事業	100.0	23.1 (100.0)	(52.5)	(78.9)	(30.9)	64.8	12.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	21.5 (100.0)	(53.4)	(70.9)	(41.3)	66.2	12.3

## 8 高齢労働者(※32)の労働災害防止対策に関する事項

高齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は64.6%となっており、産業別にみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」が89.0%と最も高く、次いで「運輸業、郵便業」(86.2%)、「建設業」(84.4%)となっている。



腰部に負担のかかる業務に従事する労働者がいる事業所のうち、腰痛予防に対する教育を行っている事業所の割合は57.7%となっており、実施時期(複数回答)は、「雇入れ時に行っている」が48.9%と最も多く、次いで「労働者に腰痛が発生した際に行っている」(41.0%)となっている(第30表)。

第30表 腰部に負担のかかる業務従事労働者に対する腰痛予防教育の有無及び実施時期別事業所割合

区分	腰部に負担のかかる業務に従事する労働者がいる事業所計	実施時期(複数回答)							腰痛予防教育を行っていない	不明
		腰痛予防教育を行っている	雇入れ時に行っている	対象業務への配置換えの際に行っている	作業内容・行程・手順・設備の変更の際に行っている	労働者に腰痛が発生した際に行っている	腰痛予防教育を行っていない			
平成25年(事業所規模)	[48.8] 100.0	57.7 (100.0)	(48.9)	(20.6)	(32.8)	(41.0)	39.6	2.7		
1,000人以上	[65.2] 100.0	79.0 (100.0)	(70.7)	(54.2)	(58.4)	(36.4)	16.9	4.1		
500～999人	[61.1] 100.0	74.1 (100.0)	(63.2)	(43.8)	(43.5)	(30.0)	21.2	4.7		
300～499人	[65.5] 100.0	72.3 (100.0)	(61.3)	(32.7)	(39.9)	(35.3)	25.8	1.9		
100～299人	[63.6] 100.0	73.4 (100.0)	(61.7)	(31.2)	(39.3)	(34.4)	21.8	4.7		
50～99人	[59.8] 100.0	64.3 (100.0)	(56.2)	(20.8)	(36.6)	(34.9)	32.0	3.7		
30～49人	[56.5] 100.0	65.6 (100.0)	(48.0)	(22.3)	(42.8)	(34.0)	30.7	3.7		
10～29人	[44.4] 100.0	52.4 (100.0)	(45.3)	(17.9)	(27.3)	(45.8)	45.6	2.1		

注: [ ]は、全事業所のうち「腰部に負担のかかる業務(第29表の(a)(b)(c)(d)(e)のいずれかの作業)に従事する労働者がいる事業所」の割合である。

また、人の抱え上げ作業(第29表の(a)の作業)に従事する労働者がいる事業所のうち、腰痛予防対策に取り組んでいる事業所は88.4%となっており、取組内容(複数回答)は「適切な移動・移乗介助法を理解させ徹底している」が82.1%とも最も多くなっており、次いで「リフト等の介護機器・設備の使用により負担軽減を図っている」(39.3%)となっている(第31表)。

第31表 人の抱え上げ作業等にかかる腰痛予防対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

区分	介護や看護等での人の抱え上げ作業(第29表の(a))に従事する労働者がいる事業所計	取り組んでいる	取組内容(複数回答)										取り組んでいない	不明
			設備の軽減を図っている	リフト等の使用により負担軽減を図っている	スライディングシート・ボードを使用している	適切な移動・移乗介助法を理解させ徹底している	作業標準・マニュアルを作成している	腰部保護ベルトを使用させている	腰痛のための特別な項目を含む腰痛健康診断を実施している	ストレッチングを実施させている	腰痛予防体操・ストレッチングを実施させている	左記以外の腰痛予防対策		
平成25年(事業所規模)	100.0	88.4 (100.0)	(39.3)	(17.9)	(82.1)	(29.0)	(32.2)	(11.4)	(26.6)	(13.8)	10.8	0.8		
1,000人以上	100.0	86.4 (100.0)	(22.0)	(51.0)	(89.4)	(32.4)	(10.9)	(8.2)	(30.0)	(10.7)	7.7	5.8		
500～999人	100.0	85.1 (100.0)	(30.5)	(36.2)	(88.2)	(46.7)	(16.4)	(6.2)	(29.8)	(16.0)	10.7	4.2		
300～499人	100.0	94.0 (100.0)	(39.0)	(44.2)	(85.8)	(43.7)	(39.0)	(14.8)	(29.8)	(7.1)	4.0	2.0		
100～299人	100.0	91.5 (100.0)	(42.6)	(30.8)	(84.7)	(36.0)	(36.8)	(14.4)	(22.0)	(9.3)	3.7	4.8		
50～99人	100.0	94.8 (100.0)	(46.8)	(24.6)	(76.3)	(33.0)	(46.5)	(24.6)	(29.8)	(19.4)	5.2	-		
30～49人	100.0	94.5 (100.0)	(33.2)	(15.6)	(81.3)	(35.7)	(38.3)	(19.1)	(20.7)	(10.9)	4.0	1.5		
10～29人	100.0	83.4 (100.0)	(39.0)	(12.6)	(83.8)	(22.5)	(23.7)	(2.8)	(28.8)	(14.2)	16.6	-		

さらに、第29表の(b)(c)(d)(e)のいずれかの作業に従事する労働者がいる事業所のうち、腰痛予防対策に取り組んでいる事業所は65.3%となっており、取組内容(複数回答)は「適切な姿勢・動作を理解させ徹底している」が53.4%と最も多くなっている(第32表)。

第32表 腰痛予防対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

区分	第29表の(b)(c)(d)(e)のいずれかの作業に従事する労働者がいる事業所計	取り組んでいる	取組内容(複数回答)												取り組んでいない	不明
			重量物取扱い業務の自動化	24%以下(女性)までになっている	取扱い重量を作業者の体重の40%以下(男性)以下にしている	立ち作業が高い椅子や片足置き台を使用させている	長時間の運転業務において、運転姿勢の改善を行っている	適切な姿勢・動作を理解させて徹底している	腰部保護ベルトを使用させている	腰痛に関する特別な項目を含む腰痛健康診断を実施している	子腰痛予防体操・ストレッチングを実施させている	左記以外の腰痛予防対策				
平成25年(事業所規模)	100.0	65.3 (100.0)	(22.9)	(7.4)	(7.2)	(5.9)	(53.4)	(15.8)	(1.4)	(22.4)	(18.2)	31.0	3.7			
1,000人以上	100.0	89.4 (100.0)	(56.0)	(30.0)	(19.6)	(1.7)	(65.8)	(19.7)	(4.5)	(44.4)	(20.3)	9.8	0.9			
500～999人	100.0	82.5 (100.0)	(46.1)	(27.2)	(18.6)	(3.6)	(61.0)	(19.0)	(3.1)	(33.9)	(20.8)	16.2	1.3			
300～499人	100.0	80.6 (100.0)	(34.3)	(12.9)	(10.5)	(2.5)	(57.9)	(15.9)	(1.2)	(35.6)	(16.0)	19.2	0.2			
100～299人	100.0	81.1 (100.0)	(31.1)	(10.6)	(11.9)	(5.3)	(65.7)	(16.1)	(2.3)	(34.8)	(12.2)	17.7	1.2			
50～99人	100.0	69.0 (100.0)	(24.7)	(6.3)	(10.2)	(4.6)	(52.5)	(14.4)	(2.0)	(28.2)	(15.7)	27.3	3.7			
30～49人	100.0	71.2 (100.0)	(22.0)	(6.5)	(8.8)	(4.5)	(62.3)	(17.4)	(0.9)	(22.6)	(11.1)	26.0	2.7			
10～29人	100.0	61.3 (100.0)	(21.4)	(7.2)	(5.3)	(6.8)	(49.3)	(15.5)	(1.3)	(19.3)	(21.6)	34.5	4.2			

### 10 熱中症予防対策に関する事項

屋外作業がある事業所のうち、熱中症予防対策に取り組んでいる事業所の割合は77.0%となっている。取組内容(複数回答)については、「労働者に対し熱中症予防のための教育を行っている」(54.4%)が最も多く、次いで「涼しい休憩場所を確保し、おしぼり、飲料水等を備え付けている」(49.0%)となっている。(第33表)

第33表 熱中症予防対策の取組の有無及び取組の内容別事業所割合

(単位:%)

区分	屋外作業がある事業所計	取り組んでいる	取組内容(複数回答)											取り組んでいない	不明
			り屋間の作業時間を短縮にしたりしている	以上か屋外作業の時間長を短くしている	ど作業で使用したりしている扇風機	おしぼり、飲料水等を確保している	いクーラー、メット等を用意している	握朝し、時に体調不良の者を把握している	分業い・塩中の巡視でしや労働者が水	作業場所断症などの有疾を配者に対しては	労働者に対し熱中症予防のための教育を行っている	左記以外の熱中症予防対策			
平成25年	100.0	77.0	(100.0)	(18.1)	(2.2)	(33.2)	(49.0)	(16.6)	(39.2)	(39.9)	(7.8)	(54.4)	(23.5)	11.4	11.5
(事業所規模)															
1,000人以上	100.0	76.4	(100.0)	(23.9)	(5.6)	(45.1)	(47.7)	(27.4)	(55.2)	(62.0)	(22.0)	(72.9)	(28.4)	10.3	13.3
500～999人	100.0	83.0	(100.0)	(16.8)	(1.3)	(39.5)	(51.8)	(23.5)	(55.5)	(51.8)	(17.8)	(72.9)	(27.5)	6.2	10.8
300～499人	100.0	76.4	(100.0)	(16.1)	(4.1)	(47.1)	(56.5)	(19.3)	(49.8)	(52.5)	(15.8)	(68.7)	(29.8)	10.1	13.5
100～299人	100.0	85.1	(100.0)	(18.0)	(3.9)	(37.5)	(54.2)	(17.1)	(43.9)	(44.1)	(10.1)	(70.5)	(28.2)	6.3	8.6
50～99人	100.0	82.4	(100.0)	(17.7)	(4.0)	(28.2)	(43.9)	(13.6)	(41.7)	(46.8)	(11.1)	(63.3)	(23.8)	6.5	11.1
30～49人	100.0	75.6	(100.0)	(20.1)	(2.0)	(35.7)	(50.7)	(13.7)	(36.6)	(39.5)	(5.3)	(52.4)	(25.8)	11.9	12.6
10～29人	100.0	76.1	(100.0)	(17.8)	(1.9)	(32.7)	(48.8)	(17.5)	(38.9)	(38.4)	(7.6)	(52.0)	(22.4)	12.4	11.6
(産業)															
農業、林業(林業に限る。)	100.0	88.8	(100.0)	(51.2)	(4.0)	(12.5)	(29.2)	(7.8)	(40.9)	(46.3)	(8.8)	(75.1)	(18.4)	3.0	8.3
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	86.1	(100.0)	(15.7)	(2.8)	(32.5)	(59.6)	(12.8)	(42.1)	(48.1)	(4.3)	(69.0)	(10.8)	5.7	8.2
建設業	100.0	87.2	(100.0)	(28.3)	(2.9)	(47.8)	(72.9)	(28.9)	(70.7)	(68.3)	(20.2)	(73.2)	(17.0)	0.2	12.6
製造業	100.0	80.8	(100.0)	(12.8)	(1.1)	(53.1)	(62.0)	(14.4)	(40.5)	(46.1)	(8.0)	(46.5)	(28.6)	9.5	9.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	88.8	(100.0)	(30.2)	(7.7)	(28.5)	(48.6)	(12.5)	(67.8)	(62.0)	(18.5)	(74.8)	(27.1)	2.3	8.9
情報通信業	100.0	36.0	(100.0)	(3.9)	(-)	(20.8)	(30.2)	(38.3)	(33.5)	(27.0)	(0.1)	(51.8)	(32.7)	12.4	51.6
運輸業、郵便業	100.0	80.7	(100.0)	(6.1)	(2.9)	(25.4)	(34.5)	(17.4)	(36.4)	(33.8)	(4.1)	(62.8)	(30.7)	7.4	11.9
卸売業、小売業	100.0	75.1	(100.0)	(13.2)	(2.4)	(27.2)	(39.4)	(9.8)	(26.9)	(30.7)	(4.2)	(39.3)	(20.1)	16.7	8.2
金融業、保険業	100.0	64.4	(100.0)	(12.1)	(2.3)	(6.1)	(7.6)	(38.1)	(18.7)	(9.7)	(2.7)	(51.9)	(16.0)	22.5	13.1
不動産業、物品賃貸業	100.0	68.9	(100.0)	(16.6)	(4.8)	(30.8)	(41.6)	(26.1)	(35.6)	(43.7)	(3.1)	(36.8)	(31.7)	25.6	5.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	76.4	(100.0)	(34.7)	(1.2)	(37.4)	(47.8)	(25.2)	(42.7)	(32.3)	(14.4)	(56.1)	(39.8)	10.4	13.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	78.0	(100.0)	(27.9)	(3.0)	(15.7)	(75.5)	(14.6)	(24.8)	(34.3)	(3.0)	(40.9)	(21.7)	16.3	5.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	66.5	(100.0)	(22.9)	(0.4)	(26.8)	(37.8)	(4.2)	(31.1)	(24.0)	(3.7)	(62.9)	(30.6)	19.2	14.3
教育、学習支援業	100.0	80.7	(100.0)	(26.3)	(1.0)	(32.1)	(31.7)	(11.0)	(19.5)	(19.3)	(3.4)	(46.5)	(35.1)	7.4	11.9
医療、福祉	100.0	60.5	(100.0)	(20.4)	(1.0)	(36.9)	(47.6)	(0.7)	(22.3)	(17.3)	(6.0)	(60.8)	(24.4)	19.0	20.5
複合サービス事業	100.0	70.8	(100.0)	(18.5)	(2.7)	(8.9)	(18.8)	(25.3)	(27.4)	(14.4)	(5.3)	(62.9)	(16.4)	15.5	13.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	82.5	(100.0)	(16.6)	(2.1)	(26.9)	(39.3)	(16.8)	(44.1)	(47.1)	(5.2)	(62.6)	(21.3)	6.4	11.1

## 【労働者調査】

### 1 安全衛生意識に関する事項

#### (1)安全衛生教育受講の評価

雇い入れられた・派遣されたとき及び作業内容が変わったときに安全衛生教育を受けた労働者は64.7%、そのうち、安全衛生教育受講の成果は「少し役に立っている」が58.9%と最も多い(第34表)。

第34表 安全衛生教育受講の有無及び受講の成果別労働者割合

区 分	労働者計	安全衛生教育を受けた		受講の成果			安全衛生教育を受けていない	不明
				大いに役に立っている	少し役に立っている	あまり役に立っていない		
平成25年 (事業所規模)	100.0	64.7	(100.0)	(32.3)	(58.9)	(8.8)	34.3	1.0
1,000人以上	100.0	80.7	(100.0)	(44.2)	(48.5)	(7.4)	18.8	0.5
500～999人	100.0	79.6	(100.0)	(38.2)	(53.2)	(8.6)	20.0	0.4
300～499人	100.0	75.7	(100.0)	(40.8)	(51.1)	(8.1)	23.1	1.3
100～299人	100.0	68.4	(100.0)	(30.7)	(62.7)	(6.7)	29.9	1.7
50～99人	100.0	67.4	(100.0)	(34.8)	(54.5)	(10.7)	31.7	1.0
30～49人	100.0	67.2	(100.0)	(29.0)	(66.0)	(5.0)	32.5	0.3
10～29人	100.0	54.3	(100.0)	(27.8)	(60.6)	(11.5)	44.9	0.9
(年齢階級)								
20歳未満	100.0	85.7	(100.0)	(43.5)	(16.2)	(40.3)	14.3	-
20～29歳	100.0	74.1	(100.0)	(31.2)	(59.9)	(8.9)	25.2	0.6
30～39歳	100.0	65.4	(100.0)	(28.6)	(63.1)	(8.3)	33.9	0.7
40～49歳	100.0	61.9	(100.0)	(33.9)	(58.1)	(8.0)	37.0	1.1
50～59歳	100.0	61.0	(100.0)	(36.4)	(55.2)	(8.5)	37.9	1.1
60歳以上	100.0	58.7	(100.0)	(31.7)	(58.0)	(10.2)	39.4	1.9
60～64歳	100.0	57.4	(100.0)	(35.3)	(59.0)	(5.6)	41.4	1.2
65歳以上	100.0	61.9	(100.0)	(23.6)	(55.8)	(20.7)	34.6	3.5
(性別)								
男	100.0	67.9	(100.0)	(35.7)	(56.2)	(8.1)	31.5	0.6
女	100.0	59.9	(100.0)	(26.4)	(63.6)	(10.0)	38.7	1.4
(就業形態)								
正社員	100.0	64.4	(100.0)	(33.7)	(58.5)	(7.8)	34.8	0.8
契約社員	100.0	65.0	(100.0)	(37.6)	(55.8)	(6.6)	34.0	1.0
パートタイム労働者	100.0	66.9	(100.0)	(23.7)	(63.0)	(13.3)	31.6	1.4
臨時・日雇労働者	100.0	59.9	(100.0)	(48.7)	(31.2)	(20.1)	35.4	4.7
派遣労働者	100.0	54.8	(100.0)	(34.4)	(53.0)	(12.6)	44.8	0.4

#### (2)安全衛生活動への参加

安全衛生活動に参加している労働者の割合は82.7%となっており、参加内容(複数回答)としては「4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動」が78.5%と最も多く、次いで「朝・昼・終礼での安全、健康に関する講話等」(42.3%)、「ヒヤリ・ハット事例の報告」(42.2%)となっている(第35表)。

第35表 安全衛生活動の参加内容別労働者割合

区 分	労働者計	参加内容(複数回答)											安全衛生活動に参加していない	不明		
		安全衛生活動に参加している	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動	朝・昼・終礼での安全、健康に関する講話等	災害防止などを話し合うミーティング	作業の安全に関するマニュアル類の作成	火災等非常時の対応・マニュアルの周知徹底	危険予知(KY)活動	ヒヤリ・ハット事例の報告	安全提案制度	安全パトロールの実施	リスクアセスメントの実施			その他	
計	100.0	82.7	(100.0)	(78.5)	(42.3)	(33.2)	(21.2)	(35.5)	(26.2)	(42.2)	(12.4)	(20.1)	(17.8)	(5.3)	16.5	0.8
(年齢階級)																
20歳未満	100.0	60.9	(100.0)	(79.4)	(15.7)	(7.7)	(1.6)	(2.3)	(4.9)	(13.6)	(3.2)	(3.4)	(1.1)	(13.5)	39.1	-
20～29歳	100.0	85.3	(100.0)	(84.7)	(44.7)	(31.4)	(20.8)	(31.2)	(23.1)	(40.2)	(10.9)	(11.7)	(11.0)	(3.7)	14.1	0.5
30～39歳	100.0	83.0	(100.0)	(79.0)	(41.9)	(29.6)	(19.4)	(32.9)	(25.5)	(40.2)	(11.9)	(18.7)	(20.1)	(4.2)	16.6	0.4
40～49歳	100.0	82.5	(100.0)	(78.1)	(43.9)	(35.1)	(22.5)	(37.2)	(29.0)	(43.1)	(14.2)	(23.0)	(20.6)	(7.1)	16.4	1.1
50～59歳	100.0	85.4	(100.0)	(75.5)	(41.2)	(39.0)	(24.4)	(41.4)	(28.5)	(47.7)	(12.9)	(27.3)	(19.6)	(5.9)	13.9	0.6
60歳以上	100.0	72.1	(100.0)	(70.7)	(37.3)	(29.9)	(18.3)	(35.5)	(20.8)	(38.3)	(10.7)	(16.0)	(10.6)	(5.2)	26.1	1.8
60～64歳	100.0	74.9	(100.0)	(71.0)	(37.5)	(32.5)	(19.6)	(34.9)	(19.7)	(41.1)	(10.8)	(15.9)	(12.5)	(4.2)	23.3	1.9
65歳以上	100.0	65.5	(100.0)	(69.9)	(36.8)	(22.4)	(14.7)	(37.3)	(23.8)	(30.6)	(10.5)	(16.1)	(5.1)	(8.0)	33.0	1.4
(性別)																
男	100.0	83.9	(100.0)	(77.7)	(46.6)	(37.5)	(24.4)	(35.5)	(34.5)	(46.0)	(15.9)	(27.9)	(22.8)	(6.0)	15.2	0.9
女	100.0	80.9	(100.0)	(79.8)	(35.6)	(26.3)	(16.3)	(35.4)	(13.2)	(36.3)	(7.0)	(7.8)	(10.0)	(4.4)	18.5	0.6
(就業形態)																
正社員	100.0	83.7	(100.0)	(77.0)	(42.9)	(34.5)	(22.8)	(37.0)	(30.1)	(46.9)	(13.7)	(24.8)	(21.4)	(6.4)	15.4	0.9
契約社員	100.0	79.7	(100.0)	(74.8)	(36.0)	(31.4)	(18.5)	(34.3)	(27.0)	(43.0)	(11.0)	(14.1)	(11.9)	(5.1)	19.5	0.8
パートタイム労働者	100.0	81.1	(100.0)	(85.9)	(39.8)	(26.3)	(14.5)	(29.8)	(7.7)	(22.1)	(6.7)	(2.9)	(5.1)	(1.6)	18.6	0.3
臨時・日雇労働者	100.0	83.5	(100.0)	(85.8)	(66.8)	(65.7)	(43.5)	(22.1)	(47.3)	(24.5)	(14.1)	(19.1)	(14.6)	(0.0)	16.4	0.0
派遣労働者	100.0	66.0	(100.0)	(81.0)	(63.6)	(38.4)	(23.5)	(40.0)	(35.8)	(46.7)	(24.7)	(15.1)	(17.4)	(1.1)	31.8	2.2

#### (3)不安全行動の有無等

過去1年間に不安全な行動をとったことがある労働者の割合は15.4%となっている。行動の内容(複数回答)をみると、「その他、不安全な行為(飛び降り、不必要に走るなど)をした」が30.0%と最も多く、次いで「保護具の不使用や不安全な服装等で作業した」(29.3%)、「不安全な状態(濡れた床面等)を放置した」(28.9%)となっている。(第36表)



### 3 職業生活に関する事項

#### (1) 仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人の有無等

現在の自分の仕事や職業生活での不安、悩み、ストレス(以下、「不安、悩み、ストレス」をまとめて「ストレス」という。)について、「相談できる人がいる」とする労働者の割合は90.8%[24年調査90.0%]となっている。また、「相談できる人がいる」とする労働者が挙げた相談相手(複数回答)は、「家族・友人」(83.2%)が最も多く、次いで「上司・同僚」(75.8%)となっている。(第38表)

第38表 ストレスを相談できる人の有無、相談できる相手別労働者割合

区分	労働者計	相談できる相手(複数回答)										相談できる人はいない	不明
		相談できる人がいる	相談できる相手(複数回答)										
			上司・同僚	家族・友人	産業医	産業医以外の医師	保健師又は看護師	衛生管理者又は衛生推進者等	カウンセラー等(※33)	その他			
平成25年(年齢階級)	100.0	90.8 (100.0)	(75.8)	(83.2)	(8.1)	(3.5)	(5.0)	(2.9)	(3.4)	(4.1)	8.6	0.6	
20歳未満	100.0	88.6 (100.0)	(42.4)	(79.4)	(-)	(-)	(2.1)	(-)	(-)	(0.2)	11.4	-	
20～29歳	100.0	95.7 (100.0)	(81.3)	(93.4)	(4.7)	(1.8)	(3.1)	(1.8)	(3.8)	(3.4)	3.7	0.6	
30～39歳	100.0	93.4 (100.0)	(78.9)	(85.6)	(7.8)	(3.0)	(4.2)	(3.2)	(3.1)	(3.9)	6.4	0.2	
40～49歳	100.0	90.1 (100.0)	(76.2)	(80.0)	(9.4)	(3.8)	(6.1)	(2.9)	(3.7)	(3.7)	9.5	0.4	
50～59歳	100.0	86.4 (100.0)	(71.9)	(78.7)	(10.6)	(5.3)	(6.8)	(3.4)	(3.9)	(4.5)	12.5	1.1	
60歳以上	100.0	84.1 (100.0)	(62.6)	(72.2)	(6.7)	(4.7)	(5.0)	(3.4)	(1.3)	(7.8)	14.1	1.8	
60～64歳	100.0	86.7 (100.0)	(61.7)	(73.9)	(7.7)	(5.2)	(6.4)	(3.8)	(1.6)	(8.2)	11.4	1.9	
65歳以上	100.0	77.7 (100.0)	(65.0)	(67.5)	(3.9)	(3.3)	(1.4)	(2.2)	(0.5)	(6.7)	20.9	1.4	
(性別)													
男	100.0	88.8 (100.0)	(77.1)	(80.3)	(10.5)	(4.0)	(4.5)	(3.1)	(3.5)	(4.1)	10.5	0.7	
女	100.0	93.7 (100.0)	(74.0)	(87.3)	(4.6)	(2.9)	(5.8)	(2.5)	(3.2)	(4.2)	5.7	0.5	
(就業形態)													
正社員	100.0	90.3 (100.0)	(78.3)	(83.3)	(9.5)	(4.1)	(6.0)	(3.3)	(4.2)	(4.0)	9.0	0.7	
契約社員	100.0	92.6 (100.0)	(74.5)	(82.4)	(9.4)	(5.3)	(4.7)	(2.7)	(2.2)	(8.3)	6.8	0.7	
パートタイム労働者	100.0	91.6 (100.0)	(68.1)	(83.2)	(2.2)	(0.7)	(1.4)	(1.2)	(0.6)	(2.6)	8.2	0.3	
臨時・日雇労働者	100.0	95.3 (100.0)	(68.0)	(75.4)	(0.2)	(0.8)	(0.2)	(4.9)	(3.8)	(0.2)	4.2	0.5	
派遣労働者	100.0	95.6 (100.0)	(60.0)	(86.2)	(5.1)	(3.5)	(2.9)	(4.0)	(3.7)	(9.5)	4.4	-	
平成24年	100.0	90.0 (100.0)	(73.5)	(86.7)	(8.3)	(5.2)	(4.8)	(2.5)	(4.3)	(4.7)	10.0	-	

また、「ストレスを相談できる人がいる」とした労働者のうち、「実際に相談した人がいる」労働者の割合は75.8%[24年調査82.0%]となっており、実際に相談した相手(複数回答)をみると「家族・友人」が58.9%と最も多く、次いで「上司・同僚」(53.5%)となっている(第39表)。

第39表 ストレスを実際に相談した人の有無、相談した相手別労働者割合

区分	ストレスを相談できる人がいる労働者計	実際に相談した	実際に相談した相手(複数回答)										相談しなかった	不明
			実際に相談した相手(複数回答)											
			上司・同僚	家族・友人	産業医	産業医以外の医師	保健師又は看護師	衛生管理者又は衛生推進者等	カウンセラー等	その他				
平成25年(年齢階級)	[90.8]	100.0	75.8 (100.0)	(53.5)	(58.9)	(2.1)	(2.2)	(2.9)	(1.0)	(1.4)	(2.3)	24.2	-	
20歳未満	[88.6]	100.0	44.3 (100.0)	(9.3)	(42.5)	-	-	-	-	-	-	55.7	-	
20～29歳	[95.7]	100.0	82.0 (100.0)	(61.2)	(72.0)	(0.9)	(1.3)	(2.2)	(0.5)	(1.4)	(1.6)	18.0	-	
30～39歳	[93.4]	100.0	79.2 (100.0)	(57.2)	(64.1)	(1.6)	(2.1)	(2.6)	(1.4)	(1.4)	(2.9)	20.8	-	
40～49歳	[90.1]	100.0	73.0 (100.0)	(52.3)	(53.2)	(2.9)	(1.9)	(2.5)	(0.7)	(1.5)	(2.4)	27.0	-	
50～59歳	[86.4]	100.0	71.6 (100.0)	(49.0)	(50.6)	(2.9)	(3.3)	(4.6)	(1.5)	(1.6)	(1.5)	28.4	-	
60歳以上	[84.1]	100.0	72.0 (100.0)	(41.1)	(50.9)	(2.2)	(3.1)	(2.8)	(0.6)	(0.2)	(4.3)	28.0	-	
60～64歳	[86.7]	100.0	75.4 (100.0)	(42.1)	(56.2)	(2.6)	(3.5)	(3.7)	(0.4)	(0.0)	(4.6)	24.6	-	
65歳以上	[77.7]	100.0	63.0 (100.0)	(38.3)	(36.4)	(1.4)	(1.9)	(0.5)	(1.1)	(0.5)	(3.4)	37.0	-	
(性別)														
男	[88.8]	100.0	70.2 (100.0)	(50.1)	(50.9)	(2.4)	(2.6)	(2.1)	(1.0)	(1.5)	(2.3)	29.8	-	
女	[93.7]	100.0	83.9 (100.0)	(58.5)	(70.5)	(1.7)	(1.6)	(4.0)	(1.0)	(1.2)	(2.5)	16.1	-	
(就業形態)														
正社員	[90.3]	100.0	74.9 (100.0)	(54.2)	(58.6)	(2.1)	(2.5)	(3.5)	(1.2)	(1.6)	(2.1)	25.1	-	
契約社員	[92.6]	100.0	77.0 (100.0)	(52.3)	(56.6)	(5.0)	(3.7)	(1.9)	(0.9)	(0.9)	(5.0)	23.0	-	
パートタイム労働者	[91.6]	100.0	79.1 (100.0)	(52.7)	(60.7)	(1.1)	(0.3)	(1.0)	(0.3)	(0.3)	(2.0)	20.9	-	
臨時・日雇労働者	[95.3]	100.0	71.7 (100.0)	(39.9)	(67.1)	(0.2)	(0.8)	(0.2)	(0.2)	(3.8)	(0.2)	28.3	-	
派遣労働者	[95.6]	100.0	77.3 (100.0)	(45.5)	(62.2)	(0.4)	(2.2)	-	(0.7)	(2.7)	(7.7)	22.7	-	
平成24年	[90.0]	100.0	82.0 (100.0)	(54.8)	(67.3)	(2.6)	(3.2)	(2.4)	(1.0)	(2.0)	(3.0)	18.1	-	

注:[ ]は、全労働者のうち「ストレスを相談できる人がいる労働者」の割合である。



さらに、「実際に相談したことがある」労働者のうち、「不安、悩み、ストレスが解消された」とする労働者の割合は33.1%、「解消されなかったが、気が楽になった」は56.2%となっている(第40表)。

第40表 相談後のストレス解消状況別労働者割合

(単位:%)

区 分	ストレスの解消状況					
	ストレスを実際に相談した労働者計	解消された	解消されなかったが、気が楽になった	解消もされず、気が楽にもならなかった	不明	
平成25年	[75.8]	100.0	33.1	56.2	4.7	5.9
(年齢階級)						
20歳未満	[44.3]	100.0	65.3	34.6	-	0.1
20～29歳	[82.0]	100.0	43.0	50.0	2.3	4.7
30～39歳	[79.2]	100.0	31.1	59.8	6.1	3.1
40～49歳	[73.0]	100.0	30.0	58.3	5.1	6.6
50～59歳	[71.6]	100.0	32.3	56.1	5.3	6.4
60歳以上	[72.0]	100.0	26.4	52.3	3.0	18.3
60～64歳	[75.4]	100.0	23.6	51.0	2.3	23.1
65歳以上	[63.0]	100.0	35.5	56.7	5.4	2.5
(性別)						
男	[70.2]	100.0	33.8	56.2	5.1	4.9
女	[83.9]	100.0	32.3	56.3	4.2	7.1
(就業形態)						
正社員	[74.9]	100.0	30.8	60.1	5.4	3.6
契約社員	[77.0]	100.0	27.9	64.2	6.4	1.5
パートタイム労働者	[79.1]	100.0	41.0	40.2	1.4	17.3
臨時・日雇労働者	[71.7]	100.0	60.2	29.4	10.3	-
派遣労働者	[77.3]	100.0	56.7	43.1	0.1	0.2
平成24年	[82.0]	100.0	33.0	61.1	6.0	-

注:[ ]は、全労働者のうち「ストレスを実際に相談した労働者」の割合である。

## (2)仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレス

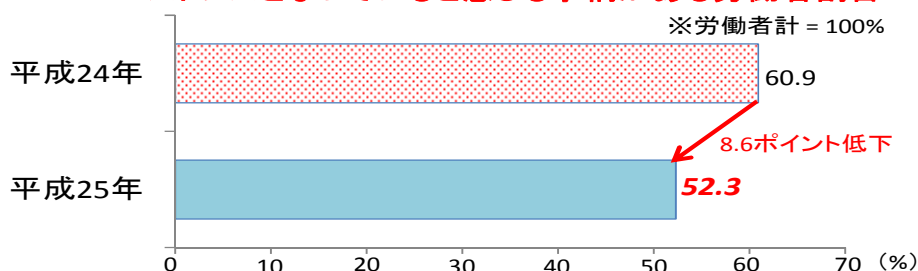
現在の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は52.3%[24年調査60.9%]となっている。その内容(3つ以内の複数回答)をみると、「仕事の質・量」(65.3%)が最も多く、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」(36.6%)となっている。(第41表、第6図)

第41表 仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスの有無及び内容別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	強い不安、悩み、ストレスの内容(3つ以内の複数回答)								強い不安、悩み、ストレスがない	不明
		強い不安、悩み、ストレスを感じる事柄がある	仕事の質・量	対人関係(セクハラ・パワハラを含む。)	役割・地位の変化等(昇進、昇格、配置転換等)	仕事の失敗、責任の発生等	事故や災害の体験	その他	不明		
平成25年	100.0	52.3 (100.0)	(65.3)	(33.7)	(25.0)	(36.6)	(2.8)	(18.5)	(0.3)	47.5	0.2
(年齢階級)											
20歳未満	100.0	22.8 (100.0)	(59.3)	(5.7)	(4.9)	(83.1)	(3.3)	(6.8)	(-)	77.0	0.1
20～29歳	100.0	46.0 (100.0)	(70.3)	(31.3)	(23.8)	(43.5)	(0.6)	(17.6)	(0.0)	53.4	0.5
30～39歳	100.0	58.4 (100.0)	(65.4)	(34.9)	(25.3)	(38.1)	(2.6)	(16.1)	(0.1)	41.4	0.2
40～49歳	100.0	55.8 (100.0)	(65.0)	(35.5)	(29.4)	(35.6)	(2.0)	(20.4)	(0.5)	44.1	0.1
50～59歳	100.0	52.9 (100.0)	(65.6)	(32.8)	(23.0)	(30.4)	(5.1)	(20.1)	(0.2)	46.9	0.2
60歳以上	100.0	33.1 (100.0)	(51.6)	(28.4)	(10.7)	(34.3)	(5.0)	(18.6)	(2.1)	66.5	0.3
60～64歳	100.0	31.6 (100.0)	(56.3)	(24.2)	(12.1)	(42.6)	(3.6)	(16.7)	(3.1)	68.4	0.0
65歳以上	100.0	36.8 (100.0)	(41.7)	(37.2)	(7.8)	(16.9)	(7.9)	(22.7)	(-)	62.1	1.1
(性別)											
男	100.0	52.8 (100.0)	(67.1)	(30.9)	(29.7)	(37.6)	(3.7)	(16.6)	(0.2)	46.9	0.2
女	100.0	51.5 (100.0)	(62.5)	(38.1)	(17.8)	(35.1)	(1.4)	(21.3)	(0.4)	48.3	0.2
(就業形態)											
正社員	100.0	58.2 (100.0)	(67.3)	(33.1)	(27.2)	(36.2)	(2.9)	(18.1)	(0.4)	41.5	0.3
契約社員	100.0	50.0 (100.0)	(59.7)	(47.0)	(23.3)	(34.5)	(4.0)	(19.4)	(-)	49.7	0.3
パートタイム労働者	100.0	31.3 (100.0)	(56.8)	(31.2)	(10.7)	(41.5)	(1.0)	(19.3)	(-)	68.6	0.1
臨時・日雇労働者	100.0	36.9 (100.0)	(18.7)	(0.4)	(1.3)	(48.9)	(0.0)	(32.6)	(-)	62.7	0.5
派遣労働者	100.0	32.7 (100.0)	(58.2)	(31.2)	(26.7)	(27.8)	(2.1)	(21.4)	(-)	67.3	-
平成24年	100.0	60.9	...	...	...	...	...	...	...	39.1	-

第6図 現在の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者割合



#### 4 一般健康診断(※34)に関する事項

過去1年間に会社が実施する一般健康診断を受診した労働者の割合は87.5%[24年調査88.5%]となっており、そのうち「検査結果の通知を受けた」労働者は98.3%[同99.0%]、さらに「『所見あり』と通知された」労働者の割合は41.8%[同41.3%]となっている(第42表)。

第42表 一般健康診断の受診状況別労働者割合

区分	労働者計	(単位:%)							不明
		一般健康診断を受けた	検査結果の通知を受けた			検査結果の通知を受けていない		一般健康診断を受けていない	
			「所見あり」と通知された	「所見なし」と通知された	「所見あり」と通知された	「所見なし」と通知された			
平成25年	100.0	87.5 (100.0)	(98.3)	[100.0]	[41.8]	[58.2]	(1.7)	11.9	0.7
(事業所規模)									
1,000人以上	100.0	97.1 (100.0)	(99.0)	[100.0]	[43.1]	[56.9]	(1.0)	2.6	0.3
500～999人	100.0	96.4 (100.0)	(99.4)	[100.0]	[47.9]	[52.1]	(0.6)	3.1	0.5
300～499人	100.0	95.4 (100.0)	(96.5)	[100.0]	[43.1]	[56.9]	(3.5)	3.9	0.7
100～299人	100.0	94.8 (100.0)	(98.0)	[100.0]	[44.4]	[55.6]	(2.0)	4.8	0.4
50～99人	100.0	89.8 (100.0)	(98.9)	[100.0]	[41.1]	[58.9]	(1.1)	9.0	1.2
30～49人	100.0	88.6 (100.0)	(97.2)	[100.0]	[41.3]	[58.7]	(2.8)	10.8	0.5
10～29人	100.0	77.9 (100.0)	(98.6)	[100.0]	[39.2]	[60.8]	(1.4)	21.5	0.6
(年齢階級)									
20歳未満	100.0	45.2 (100.0)	(97.5)	[100.0]	[7.4]	[92.6]	(2.5)	54.8	-
20～29歳	100.0	82.8 (100.0)	(95.8)	[100.0]	[15.5]	[84.5]	(4.2)	16.1	1.0
30～39歳	100.0	88.0 (100.0)	(97.7)	[100.0]	[34.0]	[66.0]	(2.3)	11.5	0.5
40～49歳	100.0	89.7 (100.0)	(98.9)	[100.0]	[46.9]	[53.1]	(1.1)	9.7	0.6
50～59歳	100.0	92.1 (100.0)	(99.4)	[100.0]	[59.1]	[40.9]	(0.6)	7.2	0.7
60歳以上	100.0	80.7 (100.0)	(100.0)	[100.0]	[61.4]	[38.6]	(0.0)	18.9	0.3
60～64歳	100.0	82.5 (100.0)	(100.0)	[100.0]	[62.0]	[38.0]	(0.0)	17.5	0.1
65歳以上	100.0	76.5 (100.0)	(100.0)	[100.0]	[59.8]	[40.2]	(-)	22.5	1.0
(性別)									
男	100.0	90.7 (100.0)	(98.7)	[100.0]	[47.1]	[52.9]	(1.3)	8.6	0.7
女	100.0	82.6 (100.0)	(97.6)	[100.0]	[32.9]	[67.1]	(2.4)	16.9	0.5
(就業形態)									
正社員	100.0	94.1 (100.0)	(98.5)	[100.0]	[43.9]	[56.1]	(1.5)	5.3	0.6
契約社員	100.0	95.9 (100.0)	(99.1)	[100.0]	[41.1]	[58.9]	(0.9)	3.8	0.3
パートタイム労働者	100.0	58.5 (100.0)	(95.8)	[100.0]	[28.4]	[71.6]	(4.2)	40.4	1.1
臨時・日雇労働者	100.0	61.8 (100.0)	(99.0)	[100.0]	[76.4]	[23.6]	(1.0)	38.2	0.0
派遣労働者	100.0	77.5 (100.0)	(99.6)	[100.0]	[28.8]	[71.2]	(0.4)	22.4	0.1
(職種)									
管理的職業従事者	100.0	92.8 (100.0)	(99.2)	[100.0]	[60.4]	[39.6]	(0.8)	6.8	0.4
専門的・技術的従事者	100.0	93.0 (100.0)	(98.1)	[100.0]	[41.3]	[58.7]	(1.9)	6.6	0.3
事務従事者	100.0	91.7 (100.0)	(98.9)	[100.0]	[40.7]	[59.3]	(1.1)	8.1	0.3
販売従事者	100.0	85.5 (100.0)	(96.4)	[100.0]	[35.2]	[64.8]	(3.6)	13.2	1.3
サービス職業従事者(介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者を除く)	100.0	71.2 (100.0)	(96.6)	[100.0]	[32.2]	[67.8]	(3.4)	27.7	1.0
介護サービス職業従事者及び保健医療サービス職業従事者	100.0	95.2 (100.0)	(98.8)	[100.0]	[35.3]	[64.7]	(1.2)	4.1	0.6
生産工程従事者	100.0	92.7 (100.0)	(99.0)	[100.0]	[42.5]	[57.5]	(1.0)	6.8	0.5
輸送・機械運転従事者	100.0	95.2 (100.0)	(96.8)	[100.0]	[30.5]	[69.5]	(3.2)	1.8	3.0
建設・探掘従事者	100.0	90.5 (100.0)	(100.0)	[100.0]	[41.0]	[59.0]	(-)	6.6	2.9
運搬・清掃・包装従事者	100.0	68.6 (100.0)	(99.9)	[100.0]	[27.4]	[72.6]	(0.1)	31.0	0.4
上記に該当しない職種	100.0	60.3 (100.0)	(98.4)	[100.0]	[44.2]	[55.8]	(1.6)	39.3	0.4
(経歴年数)									
1年未満	100.0	71.6 (100.0)	(93.7)	[100.0]	[31.4]	[68.6]	(6.3)	27.6	0.8
1年以上3年未満	100.0	84.0 (100.0)	(98.4)	[100.0]	[32.4]	[67.6]	(1.6)	15.1	0.9
3年以上5年未満	100.0	87.3 (100.0)	(98.2)	[100.0]	[30.5]	[69.5]	(1.8)	11.9	0.7
5年以上10年未満	100.0	85.8 (100.0)	(98.6)	[100.0]	[34.3]	[65.7]	(1.4)	13.8	0.5
10年以上	100.0	93.0 (100.0)	(98.7)	[100.0]	[53.9]	[46.1]	(1.3)	6.4	0.6
平成24年	100.0	88.5 (100.0)	(99.0)	[100.0]	[41.3]	[58.7]	(1.0)	11.5	-

#### 5 受動喫煙防止対策に関する事項

##### (1)喫煙の状況

職場で喫煙する労働者の割合は31.7%[24年調査26.9%]となっている(第43表)。

第43表 職場での喫煙の有無別労働者割合

区分	労働者計	(単位:%)		
		職場で喫煙する	職場で喫煙しない	不明
平成25年	100.0	31.7	67.9	0.4
(年齢階級)				
20歳未満	100.0	8.3	91.7	-
20～29歳	100.0	30.0	69.3	0.7
30～39歳	100.0	37.0	62.7	0.4
40～49歳	100.0	35.1	64.5	0.4
50～59歳	100.0	26.7	72.9	0.5
60歳以上	100.0	19.2	80.5	0.2
60～64歳	100.0	20.5	79.5	-
65歳以上	100.0	16.2	82.9	0.8
(性別)				
男	100.0	43.8	55.8	0.4
女	100.0	13.3	86.2	0.5
(就業形態)				
正社員	100.0	34.1	65.4	0.5
契約社員	100.0	31.0	68.9	0.1
パートタイム労働者	100.0	22.9	76.6	0.5
臨時・日雇労働者	100.0	25.8	74.2	-
派遣労働者	100.0	25.7	74.3	-
平成24年	100.0	26.9	73.0	0.1

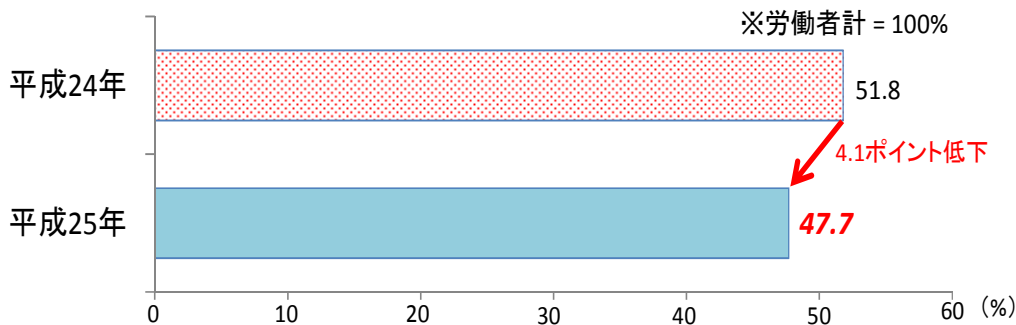
## (2)受動喫煙による不快や対策への意識

職場で他の人のたばこの煙を吸引すること(受動喫煙)があるとする労働者の割合は、「ほとんど毎日ある」(22.0%)[24年調査 23.2%]、「ときどきある」(25.7%)[同 28.6%]をあわせて47.7%[同 51.8%]で24年調査より低下しており、職場で喫煙する労働者では71.7%、職場で喫煙しない労働者では36.8%となっている(第44表、第7図)。

第44表 職場での受動喫煙の有無別労働者割合

区分	労働者計	ある	ある		ない	不明
			ほとんど毎日ある	ときどきある		
平成25年	100.0	47.7	22.0	25.7	51.3	1.0
(年齢階級)						
20歳未満	100.0	34.7	21.7	13.1	65.3	-
20～29歳	100.0	50.0	24.8	25.2	49.5	0.5
30～39歳	100.0	51.3	25.4	25.9	48.2	0.5
40～49歳	100.0	50.0	20.7	29.2	48.0	2.1
50～59歳	100.0	40.3	16.3	24.1	58.8	0.9
60歳以上	100.0	41.0	22.4	18.6	58.5	0.4
60～64歳	100.0	43.9	25.3	18.6	55.9	0.2
65歳以上	100.0	33.9	15.3	18.6	65.0	1.0
(性別)						
男	100.0	56.3	28.0	28.3	42.5	1.1
女	100.0	34.6	12.9	21.7	64.7	0.7
(職場での喫煙)						
喫煙する	100.0	71.7	47.3	24.4	26.5	1.7
喫煙しない	100.0	36.8	10.3	26.4	63.1	0.1
不明	100.0	0.1	0.1	-	17.9	82.0
平成24年	100.0	51.8	23.2	28.6	47.8	0.4

第7図 職場で受動喫煙があるとする労働者割合



職場での喫煙に関して不快に感じる事、体調が悪くなる事の有無についてみると、「ある」とする労働者の割合は19.2%[24年調査 27.1%]となっている。

これを「職場で喫煙しない」労働者に限ってみると、「ある」が24.8%となっている。(第45表)

第45表 職場での喫煙に対する不快感の有無別労働者割合

区分	労働者計	ある	ある		ない	不明
			よくある	たまにある		
平成25年	100.0	19.2	5.0	14.2	79.2	1.5
(年齢階級)						
20歳未満	100.0	3.8	-	3.8	96.2	-
20～29歳	100.0	16.0	4.2	11.8	83.6	0.4
30～39歳	100.0	22.1	6.4	15.8	77.3	0.6
40～49歳	100.0	17.8	4.8	13.0	78.6	3.6
50～59歳	100.0	19.3	5.1	14.2	79.3	1.4
60歳以上	100.0	22.4	2.7	19.7	76.8	0.7
60～64歳	100.0	24.9	2.6	22.2	75.0	0.1
65歳以上	100.0	16.5	2.9	13.6	81.3	2.2
(性別)						
男	100.0	17.4	4.5	12.9	81.5	1.1
女	100.0	22.0	5.7	16.3	75.8	2.2
(職場での喫煙)						
喫煙する	100.0	7.5	1.0	6.5	89.7	2.8
喫煙しない	100.0	24.8	6.9	17.9	74.7	0.4
不明	100.0	-	-	-	18.0	82.0
平成24年	100.0	27.1	7.0	20.1	72.4	1.3

### (3)受動喫煙防止対策として望むこと

職場における受動喫煙防止対策として望む内容(複数回答)は、「事業所の内部に閉鎖された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外は禁煙とすること」(22.7%)が最も多く、次いで「敷地内を含めた事業所全体を禁煙とすること」(16.7%)となっている(第46表)。

第46表 職場に望む受動喫煙防止対策別労働者割合

(単位:%)

区分	労働者計	受動喫煙防止対策について職場に望むことがある	職場に望む受動喫煙防止対策(複数回答)											左記以外の何らかの対策を実施すること	何も望むことはない	不明
			敷地内を含めた事業所全体を禁煙とすること	事業所の建物内全体を禁煙(食堂、休憩室、会議室、会議室、会議室等)とし、屋外のみ喫煙可とする	事業所の内部に閉鎖された喫煙室(喫煙室)を設け、それ以外禁煙とすること	事業所の内部に開放された喫煙場(喫煙場)を設け、それ以外禁煙とすること	事業所では喫煙できるが、会議、研修の場を禁煙とすること	事業所では喫煙できるが、一定時間(禁煙タイム)を実施すること	喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を排気する装置(換気扇)等を設置すること	喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を除去する装置(空気清浄装置)等を設置すること	喫煙に対する健康指導(たばこの害に対する健康指導)を実施すること	喫煙に対する健康指導(たばこの害に対する健康指導)を実施すること	喫煙に対する健康指導(たばこの害に対する健康指導)を実施すること			
平成25年(年齢階級計)	100.0	58.4	16.7	14.9	22.7	9.0	2.9	2.2	12.6	14.1	6.3	2.6	40.6	0.9		
20歳未満	100.0	88.4	21.0	0.9	19.9	1.3	-	9.6	20.3	9.5	1.7	11.0	11.6	-		
20~29歳	100.0	49.1	14.4	12.1	20.1	5.9	2.1	1.7	13.4	15.7	4.2	2.3	50.3	0.6		
30~39歳	100.0	59.4	17.2	14.5	23.2	8.0	1.1	2.3	13.3	15.2	5.4	2.8	39.7	0.9		
40~49歳	100.0	59.7	16.7	15.2	23.6	8.8	3.3	2.2	12.6	14.2	5.9	2.4	39.4	0.9		
50~59歳	100.0	62.3	18.7	16.7	24.4	11.2	5.6	1.9	11.7	13.7	10.1	2.9	36.5	1.2		
60歳以上	100.0	58.1	14.9	18.4	19.9	14.7	2.9	3.1	9.6	7.4	6.9	1.1	40.5	1.4		
60~64歳	100.0	61.8	16.1	17.6	21.9	15.1	2.5	2.1	9.7	7.3	7.2	0.6	37.9	0.3		
65歳以上	100.0	49.2	11.9	20.6	15.2	13.7	4.0	5.7	9.6	7.6	6.3	2.3	46.7	4.1		
(性別)																
男	100.0	56.6	13.8	13.8	23.5	10.1	3.5	2.1	12.5	13.5	5.0	2.5	42.6	0.8		
女	100.0	61.2	21.1	16.6	21.5	7.3	1.9	2.4	12.7	15.0	8.4	2.8	37.6	1.1		
(受動喫煙の有無計)																
ある	100.0	65.1	15.3	15.5	26.0	12.5	3.5	2.5	15.7	17.0	5.2	3.1	34.4	0.5		
ほとんど毎日ある	100.0	62.3	9.5	13.2	27.6	14.0	3.4	1.5	17.1	17.7	3.3	3.0	36.8	0.9		
ときどきある	100.0	67.5	20.3	17.5	24.7	11.2	3.7	3.2	14.5	16.4	6.8	3.2	32.4	0.2		
ない	100.0	52.1	18.4	14.4	19.1	5.8	2.2	2.0	9.8	11.4	7.5	2.1	47.2	0.7		
不明	100.0	63.1	-	12.6	52.7	3.2	9.0	0.3	10.2	11.3	1.0	0.2	3.3	33.6		
平成24年	100.0	...	22.5	21.3	35.4	16.8	4.8	4.4	20.4	24.7	9.5	6.7	...	...		

注:平成24年調査は平成25年調査と選択肢の一部が異なるため、比較には注意が必要である。

## 主な用語の定義

### ※1 「労働災害」

業務中に起因して発生した負傷災害・疾病をいい、休業を伴う「休業災害」か被災日の翌日以降は休業しない「不休災害」であるかを問わない。また、通勤途中に発生した災害（いわゆる「通勤災害」）は労働災害に含まない。なお、調査期間中に同一人が2回被災した場合は、延べ被災労働者数は2人と計上している。

### ※2 「正社員」

フルタイム勤務で雇用期間の定めのない者をいう。

### ※3 「契約社員」

フルタイム勤務で1か月を超える雇用期間の定めのある者をいう。

### ※4 「パートタイム労働者」

一般社員（フルタイム勤務者で基幹業務を行う社員）より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働時間が少ない者で、雇用期間の定めがない又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。

### ※5 「臨時・日雇労働者」

1か月以内の期間を定めて雇われている者をいう。

### ※6 「派遣労働者」

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者のうち、9月及び10月の各月にそれぞれ18日以上就労している者をいう。

### ※7 「リスクアセスメント」

利用可能な情報を用いて労働者の安全衛生に関する危険・有害要因を特定し、そのリスクを見積もり、かつ、評価することによって、当該リスクが許容範囲か否かを判断し、リスクの大きいものから順にそのリスクを低減させていく手法をいう。

### ※8 「コントロール・バンディング」

化学物質取扱作業に係るリスクアセスメント実施のためのツールであり、化学物質名、作業内容、GHS分類区分、沸点、取扱温度等の情報から、健康障害防止のために講ずべき措置が示されるものをいう。

### ※9 「外国人労働者」

正規雇用か否かは問わず、事業所で働く外国人（永住者は除く）すべてをいい、例えば、正規雇用労働者、就学生、学生アルバイトなどを指す。

### ※10 「メンタルヘルス対策」

事業場において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置のことをいう。

#### ※11 「メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者」

メンタルヘルス不調※を原因として、以下の疾病により休業又は退職した労働者をいう。

- ① 症状性を含む器質性精神障害
- ② 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- ③ 統合失調症、分裂病型障害および妄想性障害
- ④ 気分〔感情〕障害
- ⑤ 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- ⑥ 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- ⑦ 成人の人格および行動の障害
- ⑧ 知的障害（精神遅滞）
- ⑨ 心理的発達の障害
- ⑩ 小児（児童）期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、詳細不詳の精神障害

なお、メンタルヘルス不調※とは、ICD-10 診断ガイドライン「精神および行動の障害」に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神的および行動上の問題を幅広く含むものをいう。

#### ※12 「労働者への教育研修・情報提供」

労働者を対象とした、自らのストレスを予防、軽減するために必要な内容に関する教育研修、情報提供を行うことをいう。

#### ※13 「安全衛生委員会等」

労働安全衛生法に規定されている安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会をいう。

#### ※14 「事業所内の産業保健スタッフ」

メンタルヘルスクエアが効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルスクエアの実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす者をいい、産業医、衛生管理者及び事業所内の保健師等が該当する。

#### ※15 「職場環境等の評価及び改善」

職場レイアウト、作業方法、コミュニケーション、職場組織の改善などを通じた職場環境等の改善は、労働者の心の健康の保持増進に効果的であるとされている。このため、職場環境等を評価し、問題点を把握した上で、職場環境のみならず勤務形態や職場組織の見直し等の様々な観点から職場環境等の改善を行うことをいう。

#### ※16 「ストレスチェック」

ストレスについて自分では気づいていない場合であっても、チェックリストに記入することにより現在の状況を把握することをいう。現在の状況によっては、医師等による面接指導等を受けることが望ましいことがある。

#### ※17 「職場復帰支援プログラム」

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるよう

にするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたものをいい、具体的には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等からなる。

#### ※18 「地域産業保健センター」

労働者数 50 人未満の小規模事業場では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業場を支援するために健康診断実施後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービスを提供している。面接指導等には医師やカウンセラー等が対応しており、国の委託事業として都道府県ごとに設置されている。

#### ※19 「都道府県産業保健推進センター」

独立行政法人労働者健康福祉機構が運営しており、産業医や衛生管理者などの事業場内産業保健スタッフに対して心の健康づくり対策についてのサービス（職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業場内の相談体制作りの支援等）を提供するとともに、地域産業保健センターの活動に対して専門的、技術的な支援を行っている。

#### ※20 「他の外部機関」

精神保健福祉センター、（社）日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

#### ※21 「産業医」

労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいう。事業所の労働者数が 50 人以上の場合には、事業者は産業医を選任することになっているが、50 人未満の事業所でも選任している場合がある。

#### ※22 「衛生管理者・衛生推進者等」

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等をいう。

##### ① 衛生管理者

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、作業条件、施設等の衛生上の改善など労働衛生の技術的事項を管理するため事業者から選任された者をいう。衛生管理者の免許を取得しているか、医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任することになっている。

##### ② 安全衛生推進者

建設業、製造業など安全衛生法施行令で指定された業種の常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、安全衛生に関する技術的事項（50 人以上の労働者を使用する事業所において安全管理者と衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された者をいう。一定の資格（経験など）を有する人から選任することになっている。

##### ③ 衛生推進者

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項（50 人以上の労働者を使用する事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため事業者から選任された者をいう。一定の資格（経験など）を有する人から選任することになっている。

#### ※23 「職場のパワーハラスメント」

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化さ

せる行為をいう。なお、優位性とは、職場における役職の上下関係のことではなく、当人の作業環境における立場や能力のことを指す。

**※24 「喫煙室」**

出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋をいう。

**※25 「敷地内を含めた事業所全体を禁煙にしている」**

建物や車両内全体を常に禁煙とすることをいい、事業所内に複数の建物がある場合には建物全部を禁煙とすることを指す。なお、建物全部を禁煙とし、屋外に喫煙所を設けている場合も該当する。

**※26 「喫煙コーナー」**

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域をいう。

**※27 「たばこの煙を排気する装置等」**

たばこの煙を屋外に排出する換気扇等の受動喫煙防止対策機器をいう。

**※28 「たばこの煙を除去する装置等」**

たばこの煙を除去して屋内で空気を循環させる空気清浄装置等の受動喫煙防止対策機器をいう。

**※29 「左記以外の何らかの対策を実施」**

喫煙時間の制限や禁煙場所の特定など何らかの受動喫煙防止対策を実施していることをいう。

**※30 「非正規労働者」**

正社員以外の契約社員、パートタイム労働者、臨時・日雇労働者又は派遣労働者をいう。

**※31 「雇い入れた時」**

派遣労働者の場合は「受け入れた時」をいう。

**※32 「高年齢労働者」**

50歳以上の労働者をいう。

**※33 「カウンセラー等」**

事業所において、心の健康の保持増進のために個々の労働者に対してメンタルヘルスケアを実施する担当者をいう。精神保健福祉士、臨床心理士や産業カウンセラーを含む。

① 精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく国家資格を持つ者をいい、企業内ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカーを含む。

② 臨床心理士

(財)日本臨床心理士資格認定協会の認定資格を持つ者をいい、心理アセスメント、心理面談、臨床心理的地域援助、研究活動を行うことにより、相談に来られる方々の課題に応じて様々な臨床心理学的方法を用いて、心理的な問題の克服や困難



の軽減に向けての支援を行い、また、その人を囲む環境への働きかけ、情報整理や関係の調整を行う。

③ 産業カウンセラー

(社)日本産業カウンセラー協会の認定資格を持ち、心理的手法を用いて、働く人たちが抱える問題を自らの力で解決できるように援助することを主たる業務とする者をいう。また、メンタルヘルス対策への援助、キャリア開発への援助及び職場における人間関係開発への援助も業務領域とする。

※34 「一般健康診断」

労働安全衛生法の規定に基づき、事業者が一定の検査項目について、毎年定期的に行う健康診断をいい、一般健康診断の代わりに人間ドックを実施している場合であっても、法定の検査項目について、毎年定期的に行っているものを含む。

法定の検査項目は、次のものとなっている。(労働安全衛生規則第44条)

(1)既往歴及び業務歴の調査、(2)自覚症状及び他覚症状の有無の検査、(3)身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査、(4)胸部エックス線検査及び喀痰検査、(5)血圧の測定、(6)貧血検査、(7)肝機能検査、(8)血中脂質検査、(9)血糖検査、(10)尿検査、(11)心電図検査

なお、派遣労働者については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定に基づき、派遣元事業所において一般健康診断を行わなければならないとされている。